

法科大学院点検・評価報告書

2012（平成24）年6月

明治大学法科大学院

〈序章〉

明治大学法科大学院は、①人権を尊重し、「個」を大切にする法曹，②批判的精神を持って社会秩序を探究し，人類発展に貢献する法曹，③男女共同参画社会の形成に貢献する法曹の養成を目指し，企業法務，知的財産，ジェンダー，環境及び医事生命倫理の5分野の「専門」法曹養成のための基礎教育を充実させるとともに，アジア諸国において活躍する法曹の養成も念頭に置きつつ，2004（平成16）年4月に開学した。

本法科大学院では，学校教育法第109条第3項に規定する認証評価を受けるべく，開設当初から自己点検・評価に努め，2008（平成20）年2月に、2004（平成16）年度から2006（平成18）年度の3年間についての自己点検・評価報告書をまとめるとともに，外部から受ける多様な指摘をさらなる改善と発展に役立てるため，2008（平成20）年度に第1回の法科大学院認証評価を独立行政法人大学評価・学位授与機構に申請し，2009（平成21）年3月に適格認定を受けた。

その後も指摘された事項について改善に取り組み，毎年同機構に年次報告書を提出しているが，その後も不断の改善に取り組み，2011（平成23）年1月に，2007（平成19）年度から2009（平成21）年度の3年間についての自己点検・評価報告書をまとめるとともに，公益財団法人大学基準協会に2013（平成25）年度の法科大学院認証評価の申請を行うこととしている。

〈本章〉

1 理念・目的及び教育目標

[現状の説明]

理念・目的及び教育目標については、本法科大学院は、21世紀の国際化の進展及びグローバル化に対応するため、「透明なルールと自己責任の原則に立脚した事後監視・救済型の社会への転換」が求められるとの認識のもと、その基盤となる司法機能の充実・強化の中核を担う法科大学院制度の国家的使命の一翼を担うとともに、明治大学の建学の精神である「権利自由」、「独立自治」という教育理念を現代的に受け止め、『『個』を大切にす法曹』、「人権を尊重する法曹」の養成を目的としている（『明治大学法科大学院要項』1頁、以下、『要項』という。）。そして、社会全体の利益の名において構成員である個人の基本的な人権や一人ひとりが持つ多様な個性が犠牲にされ、無視されることがないようにこれを尊重する法曹、いかなる権力に対しても常に批判的精神を持ちつつ、あるべき社会秩序の樹立を求め、人類の発展という導きの星に向かって歩み続ける法曹を育成することを理念としている。

本法科大学院の理念・目的は、「明治大学法科大学院学則（以下「学則」という）」第2条において、「法曹としてふさわしい豊かな人間性と高い倫理観及び創造的な思考力を涵養するとともに、幅広い教養と専門的な法知識を教授し、並びに法的諸問題を解決するための能力向上に必要な実践的教育を施すことにより、社会的、国際的に活躍し得る優れた資質と能力を有する法曹を育成することを目的とする。」と規定されている。

そして、教員間の密接な連携のもとに、授業内容の教材の検討を行うとともに、少人数教育を徹底した多方向・双方向の授業を行うことにより、学生が法律の体系的理解に基づいて自ら論理的に思考し、議論し、文章表現をすることができる能力を身に付けさせることを具体的到達目標としている（『要項』1頁）。

また、明治大学は、女性法曹を数多く世に送り出した伝統と実績を持っているが、現在の我が国が完全に男女の平等を実現し、女性が社会において男性と完全に平等な地位と権利を享受していると断言できる状況にはないことから、本法科大学院においては、社会のあらゆる面で男女の実質的平等が実現し、その活動に男女が共同して参画できる社会を実現するために努力する法曹を育成することとしている。

さらに、21世紀は、より高度な専門性が問われる時代であるため、本法科大学院は、法律のあらゆる分野について広く浅い知識を持つオールラウンド型の法曹（generalist）だけでなく、本法科大学院がその歴史と現状から重視する「企業法務」、「知的財産」、「ジェンダー」、「環境」、「医事生命倫理」の5分野について深い知識を有し、その分野で活躍できる専門法曹（specialist）を育成することとしている。

本法科大学院の教育においては、学生一人ひとりの学力をプロセス的にフォローし、それを引き上げることを目的とするが、それは「手取り足取り教育」ではなく、学生が「自ら学ぶ」ことを大前提としつつ、その潜在的能力を引き出す教育をおこなうこととしており、司法試験の受験対策的な指導とは一線を画するものである。

このような本法科大学院の教育の理念・目的及び教育目標は、法科大学院制度の目的に十分適合するものである。

理念・目的及び教育目標の学内周知は、『要項』に記載するだけでなく、『法科大学院シラバス』にも掲載するとともに、入学式等の学内行事における挨拶やガイダンス等においても説明することにより、徹底を図っている。また、本法科大学院の理念・目的及び教育目標は、本法科大学院のパンフレット及びホームページにおいても、「入学者の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）」とともに掲載されており、受験生をはじめとする社会一般に公開されている。

根拠・参照資料：

- 1-1 「2012年度法科大学院要項」 1頁
- 1-2 「明治大学法科大学院パンフレット 2013年度版」 4頁, 45頁
- 1-3 「2012年度法科大学院シラバス（授業計画）」 巻頭
- 1-4 明治大学法科大学院ホームページ「法科大学院の教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）」
http://www.meiji.ac.jp/laws/policy/copy_of_law_cp.html
- 1-5 明治大学法科大学院ホームページ『法科大学院学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）』
http://www.meiji.ac.jp/laws/policy/law_dp.html

教育目標の検証については、本法科大学院においては、毎年9月及び3月にFD研修会を開催して、本法科大学院の理念・目的及び教育目標について検証を行うとともに、教育等関係常置委員会及び教授会において、本法科大学院の理念・目的及び教育目標をより実現するために、カリキュラム、教育方法等についての不断の検証を行っている。

[点検・評価（長所と問題点）]

理念・目的及び教育目標については、本法科大学院においては、理念・目的に即したカリキュラムが体系的に整備されており、優れた研究教育実績のある研究者教員及び実務経験豊富な実務家教員により、教育目標を達成すべく不断の努力が行われている。

特に、本法科大学院における教育方法としては、教員が熱意に溢れ、密度の濃い充実した授業を展開し、複数教員が同一科目を担当する場合には、「チームによる教育」の手法を採用している。

また、本法科大学院においては、学生と教員との親密な関係が築かれており、多くの教員が学生の質問や相談に日常的に応じていることに加えて、常駐している教育補助講師によってきめ細かい学生指導が行われている。

なお、本法科大学院においては、FD研修会が毎年2回開催されており、休日であるにもかかわらず、多くの教員が参加して活発な議論が行われ、その議論を踏まえ、カリキュラムや教育方法等について不断の検証が行われている。

教育目標の検証については、本法科大学院においては、本法科大学院の理念・目的及び教育目標が学生に浸透しているか否かの検証が十分になされているとは言えない状況であ

る。その結果、学生は、実定法科目中心の履修計画を立て、実務基礎科目群や基礎法学・隣接科目群の履修率が低く、優秀な学生がいる反面、教員の熱意や授業の程度に対応できない学生も存在し、同一クラス内の学生の学力・熱意のバラツキが見られている。

[将来への取組み・まとめ]

理念・目的及び教育目標については、本法科大学院の開設後に着任した教員も多くなってきたことから、一層の浸透を図るべく、不断の努力を続けていく必要がある。

また、本法科大学院においては、併設法律事務所の設立を検討しているが、本法科大学院の理念・目的及び教育目標の一層の実現のためにも、併設法律事務所の役割が重要であることから、併設法律事務所の設立の実現に向けた検討をより具体化していくとともに、大学当局にも予算措置等を働きかけていく。

教育目標の検証については、FD研修会や教育関係等常置委員会の活動等を通じた組織的な取組みにより、学生への一層の浸透を図るように努めることにより、学生の履修状況の改善等に繋げていく必要がある。

2 教育の内容・方法・成果等

2- (1) 教育課程等

[現状の説明]

教育課程の編成については、本法科大学院においては、平成 15 年文部科学省告示第 53 号「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」第 5 条第 1 項に定める授業科目は、すべて開設されている（『要項』25 頁以下）。

また、本法科大学院においては、法律基本科目は、必修科目とされているものが多く（60 単位）、法律基本科目の履修が手薄になることはない。

さらに、本法科大学院においては、法律基本科目に偏らないように、実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群及び展開・先端科目群から 31 単位以上を修得しなければならない（法律実務基礎科目群及び基礎法学・隣接科目群からそれぞれ 4 単位以上、展開・先端科目群から 12 単位以上を履修：『要項』45 頁参照）こととされており、学生の履修がいずれかの分野に過度に偏ることのないよう配慮するとともに、各科目の学年配当も適切になされている。

なお、本法科大学院においては、21 世紀の国際化及びグローバル化に対応した教育を理念として掲げていることから、比較法制度論ⅠからⅢ（Ⅱについては、ヨーロッパAとヨーロッパBの2科目）が開講されている（『要項』32 頁参照）。

さらに、本法科大学院においては、21 世紀において期待される「専門法曹」の養成を固有の教育目標としている。このため、本法科大学院においては、企業法務、知的財産、ジェンダー、環境、医事生命倫理の 5 分野を重点領域としており、企業実務と法、知的財産と法、ジェンダーと法、環境と法、医事・生命倫理と法については、それぞれⅠからⅣまでの講義科目が開設されるとともに、相応の総合演習及び総合指導も開設されている（『要項』34～35 頁参照）。

本法科大学院における授業科目は、講義形式、演習形式、実践形式に区別されており、初学者が体系的に法律学を学ぶためには、一定のプログラムに従って履修することが効果的であるという考え方にに基づき、1、2 年次においては、法律基本科目を中心に講義形式又は演習形式で学習し、3 年次においては、実習科目を実践形式で学習するとともに、広い視野のもとで、自分にあった選択科目の履修をすることができるように、カリキュラムが設計されており、全体を通して専門的な法知識が確実に修得されるように配慮されている（『要項』25 頁以下参照）。

具体的には、法学未修者を対象とする 1 年次においては、講義形式による法律基本科目の授業を中心に学習することとしており、専門的な法知識を基礎から確実に修得させることに主眼が置かれている。

また、2 年次においては、法律基本科目を講義形式及び演習形式の授業を中心に学習することとしている。演習形式の授業は、具体的な事例を素材とするものを中心に構成しており、複数の教員が同一科目を担当するケースが多いが、批判的検討能力、創造的思考力、

事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析力及び法的議論の能力を育成できるように、担当教員間で教育内容について頻繁に検討し、改善を図っている。

さらに、3年次においては、実習科目を実践形式で学習するとともに、法律基本科目及び展開先端科目を演習形式で学習することにより、問題発見能力、問題解決能力養成の仕上げをするという段階を踏むこととしている。

根拠・参照資料：

2－(1)－1 「2012年度法科大学院要項」25～35頁

2－(1)－2 「2012年度法科大学院シラバス（授業計画）」

単位及び授業期間の設定については、本法科大学院においては、各科目は、原則として半期2単位とされているが、法律基本科目のうち、民法（総則・契約）、民法（財産権）、商法Ⅱ、民事訴訟法、刑事訴訟法の各講義科目については、授業内容が多岐にわたるため、4単位としている。なお、行政法の必修講義科目は、行政法応用の2単位のみとされているが、これは、全体の必修単位数の制約によるものであり、法学未修者には行政法基礎1（2単位）、既修者には行政法基礎2（1単位）を選択科目として用意することにより、十分な学習を行うことができるように対処している。

本法科大学院における授業科目の実施期間は、前期、後期の各15週であり、授業は、原則として毎週行われることとされているが、例外的に集中的に授業を行なう科目も存在している。集中的に授業を行なう科目は、行政法基礎2（4月の土曜日を開講）、法情報調査（夏季休暇期間に開講）、訴訟法基礎（春季休暇期間に開講）であり、開講時期は、学生の負担が過度にならないような配慮がなされている。

なお、2011（平成23）年度の授業期間は、東日本大震災による特殊事情により、前期の授業開始が例年よりも約2週間遅れたが、前期の授業期間を延長するとともに、夏期休暇を短縮することにより、前期・後期各15回の授業回数を確保した。

根拠・参照資料：

2－(1)－3 「2012年度法科大学院要項」巻頭、23頁

2－(1)－4 「2012年度法科大学院シラバス（授業計画）」巻頭

2－(1)－5 「法科大学院時間割」

法理論教育と法実務教育の架橋については、本法科大学院においては、民事訴訟法分野及び刑事訴訟法分野を中心に、研究者教員と実務家教員とがチームを組んで科目を担当し、授業の進め方についての打合せを通じて、法理論教育と法実務教育の架橋を図るよう努めている。また、展開先端科目においても、豊富な実務経験を有しつつ、理論研究を進めている教員が多くの授業を担当している。

根拠・参照資料：

2－(1)－6 「2012年度法科大学院シラバス（授業計画）」全体

法律実務基礎科目については、本法科大学院の開設時から、法曹倫理、事実と証明Ⅰ（民事）、事実と証明Ⅱ（刑事）を必修科目として開設する（要項31頁）とともに、模擬裁判

(民事)、模擬裁判・法文書作成(刑事)を選択必修科目として開設している(要項32頁参照)。

また、実務科目の一層の充実を図るとの観点から、2012(平成24)年度から行政訴訟実務(2単位)を選択必修科目として開設するとともに、実務家として必要とされる不動産登記に関する実務の習得を図るため、不動産登記実務(1単位)を選択科目として開設した。

根拠・参照資料：

2-(1)-7 「2012年度法科大学院要項」31頁

2-(1)-8 「2012年度法科大学院シラバス(授業計画)」241～270頁

法情報調査及び法文書作成については、法情報調査(1単位)、民事法文書作成1(2単位)、民事法文書作成2(2単位)、企業法務文書作成(2単位)を選択科目として開設するとともに、模擬裁判・法文書作成(刑事)(2単位)を選択必修科目として開講している(要項31頁参照)。

根拠・参照資料：

2-(1)-9 「2012年度法科大学院要項」31頁

2-(1)-10 「2012年度法科大学院シラバス(授業計画)」250～251, 260, 262～265頁

実習科目については、法曹実務演習1(4単位)、法曹実務演習2(2単位)、ローヤリング(2単位)を選択必修科目として開設している(要項31頁参照)。法曹実務演習1は、法律事務所及び企業におけるエクスターンシップであり、法曹実務演習2は、官公庁におけるエクスターンシップである。

なお、法曹実務演習1及び法曹実務演習2においては、担当教員による事前教育を徹底するとともに、受入先との連携により適切な実務教育がなされるような配慮がなされている。法曹実務演習1及び法曹実務演習2の内容は、受入先により多様であり、学生の豊富な経験として蓄積され、事後の学生相互及び教員とのやり取りを通じて、参加者相互にある程度共有されるという効果ももたらされている。

根拠・参照資料：

2-(1)-11 「2012年度法科大学院要項」31頁

2-(1)-12 「2012年度法科大学院シラバス(授業計画)」252～257頁

実習科目における守秘義務等については、事前に担当教員による十分な指導が行われているが、担当教員の交代によって左右されないために、担当教員の指導と並んで、共通のルールを設定することが喫緊の課題である。

根拠・参照資料：

2-(1)-13 「エクスターンシップに関する誓約書」

特色ある取組みについては、本法科大学院においては、企業法務、知的財産、ジェンダー、環境、医事生命倫理の5分野を重点領域としており、この5分野においては、それぞれ

れⅠからⅣまでの講義科目が開設されていることに加え、相応の総合演習及び総合指導も開設されている（『要項』34～35頁参照）。

根拠・参照資料：

2－（1）－14 「2012年度法科大学院要項」34～35頁

2－（1）－15 「2012年度法科大学院シラバス（授業計画）」295頁以下

[点検・評価（長所と問題点）]

教育課程の編成については、本法科大学院においては、少人数教育が徹底されており、バランスのとれた教育課程が採用されている。特に、2年次における法律基本科目に係る演習科目（必修）、3年次における法律基本科目に係る演習科目である展開演習（選択）及び展開・先端科目に係る演習科目である総合演習（選択）は、本法科大学院の教育課程の核をなすものであり、今後も堅持したい。

問題点としては、総合指導科目のあり方について多少の混乱が生じていることが挙げられる。総合指導科目は、現代社会において生起するさまざまな法的紛争を理解し、解決できる能力を養成するために、開設されている。総合指導科目は、担当教員の専門領域を中心に、多方面にわたる総合的な指導を目的とし、少人数制、個別指導の充実を柱に開設されている。このため、総合指導科目においては、基本的な法知識と基本的な法思考方法を修得させたいうえで、それを基礎にした問題発見能力や問題解決能力の涵養と向上を図ることとしている。総合指導科目においては、担当教員が学生の習熟度や関心を把握し、工夫を凝らした授業を行なっていることもあり、学生からの評価も高く、相当の教育効果を上げており、少人数教育の重視という本法科大学院の理念からも、本法科大学院の特色ある科目として位置付けられている。

しかしながら、総合指導科目の性質・趣旨が必ずしも明確とはいえず、教員間で理解の仕方や授業の方法等に相違が生じており、やや戸惑っている教員も存在している。また、総合指導科目の履修者は、減少する傾向が見られ、きわめて少人数の履修者で行われている場合も存在している。このため、2011（平成23）年度においては、教育等常置委員会やFD研修会等の機会に、総合指導科目のあり方を検討したが、今後も従来の理念を踏まえつつ、履修単位数の上限との関係やカリキュラム編成等との関係も含め、多面的な検討を行う必要がある。

法理論教育と法実務教育の架橋については、本法科大学院においては、多数の実務家教員が専任教員、特任教員として充実した法律実務基礎科目の教育に当たっている。また、実務家教員が研究者教員とともに担当する科目においても、実務と理論との架橋を図っている。これらについては、本法科大学院の誇るところであり、今後も堅持したい。

実習科目については、本法科大学院においては、将来の法曹の仕事を実感する貴重な科目であり、安定的な受入先が確保されて成り立つ科目である法曹実務演習について、毎年、希望者に見合う受入先を確保するために苦労しているのが実情であり、エクスターンシッ

プ運営委員会の設置によって受入先の拡大等の模索を行なっているが、まだ希望者に見合う受入先を確保することができていない。

また、クリニックの科目の開設も課題とされている。クリニック科目の開設は、本法科大学院の開設当初から検討されているが、併設法律事務所が設置されることにより、クリニック科目の開設が容易になることは明らかであることから、併設法律事務所の早期の設置を行うことにより、クリニック科目を開設することを検討している。

実習科目における守秘義務等については、法曹実務演習における守秘義務等の規範について、単に担当教員の指導によることなく、明確なルールを定める必要がある。

特色ある取組みについては、本法科大学院では、豊かな人間性と幅広い視野を持った法曹を育成するために、基礎法学・隣接科目群に多数の科目を配当し、選択必修科目として4単位以上の履修を義務付けている。各科目の内容は、豊かな人間性と幅広い視野を持った法曹の育成という趣旨を貫徹できるように配慮されており、各科目の学年配当も適切になされている。

ただし、「英米法基礎」、「海外法務研修1」及び「海外法務研修2」については、2011（平成23）年度に開講されておらず、遺憾であり、単なる開講を目指すのみではなく、授業科目の改廃も含めて検討する必要がある。

[将来への取組み・まとめ]

教育課程の編成については、本法科大学院においては、2010（平成22）年度のカリキュラム改正により、法学未修者の1年次教育の充実を図ったことから、その成果は、今後、徐々に現われることが期待されている。

一方、2年次には必修科目が多く、法学既修者は、入学当初にとまどいを感じずとも少なくないようであり、法学既修者には免除科目があるといっても、実質的な復習をする時間も必要とすることは事実である。こうした状況からも、2年次の負担過重をどのように考えるかが課題として挙げられる。

また、法律基本科目の展開演習は、3年次の重要な科目であり、現在まで比較的順調に推移し、相応の学習効果も得られているものと思われる。しかしながら、一方において、履修生の数のバラツキも顕在化しており、履修者が少人数の場合は、双方向、多方向の教育の実施に困難を伴うこと、参加者にとって過度の負担となることも指摘されており、授業内容や授業の開設数等に加え、学生への履修指導のあり方についても検討する必要がある。

なお、本法科大学院を含めて、司法試験の合格率の低迷が法科大学院制度の大きな課題となっていること、法科大学院生の意識が法学未修者、法学既修者を問わず、法科大学院制度の発足当初とは変化していることが一般的な認識となっている。こうした状況において、過度な司法試験対策を行うことが好ましくないことは当然であるが、いかにして、法曹に必要な基本的能力を身につけさせて、司法試験に対応できるようにするかを検討する

ことが、最も大きな課題である。

本法科大学院においては、これまで、司法試験対策は、基本的に学生個々人の努力に委ねることとして、司法試験対策を行うことについては慎重な姿勢をとってきたが、他の法科大学院の動向にも注視しつつ、「法科大学院教育のあり方」を再検討すべきであり、教育課程の編成も慎重に検討する必要がある。

また、本法科大学院は、全国の他の法科大学院と同様に、今後の法科大学院を支える研究者の養成・確保に関して、重大な関心を抱いている。このため、本法科大学院においては、「研究者養成のあり方に関する検討委員会」を設置して検討を開始したが、研究者養成大学院との連携、研究者養成大学院への進学を可能とするような授業科目の配置等、検討すべき多くの課題が存在している。

2 - (2) 教育方法等

[現状の説明]

課程修了の要件については、本法科大学院においては、修了必要単位数は、93 単位とされており、このうち、必修単位数は、60 単位とされているが、法学既修者については、28 単位が免除されており、相応の配慮がなされている（『要項』45 頁）。

また、各学生の 1 日に履修する必修科目は、原則として 2 科目以内になるような時間割が設定されており、十分な予習・復習を行うことができるように配慮している。

さらに、教材や関係資料を余裕をもって事前に配付するとともに、教員からの指示により、計画的な予習を行うことが可能となるような態勢としている。

根拠・参照資料：

2 - (2) - 1 「2012 年度法科大学院要項」45～46 頁

2 - (2) - 2 「2012 年度法科大学院時間割」

2 - (2) - 3 法科大学院学則第 13 条，別表 1

履修科目登録の上限については、本法科大学院においては、授業時間外の予習・復習の学習時間を十分に確保できるように、履修科目として 1 年間に登録できる単位数の上限が設けられている。2010（平成 22）年度以降の入学学生については、1 年次の上限を 42 単位、2 年次の上限を 36 単位、3 年次を 40 単位としている（2008（平成 20）年度及び 2009（平成 21）年度入学学生は各年次とも 36 単位であった）。

上限を改正した理由は、1 年次の場合は、未修者教育の充実の観点によるものであり、3 年次の場合は、選択科目中心のなかで各自の選択による履修機会を充実させるためである。

なお、2 年次は、履修制限単位数 36 単位のなかで、法学既修者は必修単位数が 30 単位（法学未修者は 28 単位）とされており（『要項』44 頁参照）、授業の履修の選択の範囲が狭いものとなっている。

根拠・参照資料：

2 - (2) - 4 「2012 年度法科大学院要項」45 頁

2 - (2) - 5 法科大学院学則別表 1

他の大学院において修得した単位等の認定については、学則において、認定要件等を定めている（第 14 条）が、これまでのところ、他の大学院等で取得した単位を認定した実績はない。

根拠・参照資料：

2 - (2) - 6 法科大学院学則第 14 条

入学前に修得した単位等の認定については、本法科大学院の教育課程の一体性が損なわれないように、厳正で客観的な成績評価が確保されている。具体的には、本法科大学院において該当すると思われる科目の担当教員が当該科目の内容を検討し、単位を認定するか否かの判断資料を作成したうえで、教授会の決定に基づいて単位を認定することと

している。

根拠・参照資料：

2－(2)－7 法科大学院学則第 15 条

2－(2)－8 「2012 年度法科大学院要項」47 頁

在学期間の短縮については、本法科大学院においては、法学既修者には、28 単位（2009（平成 21）年以前入学者は 26 単位）を免除しているが、法学既修者コースの入学試験に合格した場合は、28 単位を修得したものとみなすこととしているため、2 年修了とすることは合理的なものである。

根拠・参照資料：

2－(2)－9 「2012 年度法科大学院要項」45～47 頁

2－(2)－10 法科大学院学則第 16 条

法学既修者の課程修了の要件については、本法科大学院においては、修了要件として、標準修業年限である 3 年以上在学し、93 単位以上の単位の修得が必要とされている。

法学既修者については、標準修業年限を 2 年とするとともに、1 年次に配当される必修科目のうち、28 単位（憲法、民法、刑法、商法）を修得したものとみなしている。なお、入学試験の受験科目に含まれない科目（行政法、民事訴訟法、刑事訴訟法）について、単位を修得したものとみなしていない（『要項』47 頁参照）。

根拠・参照資料：

2－(2)－11 「2012 年度法科大学院要項」45～47 頁

2－(2)－12 法科大学院学則第 16 条

履修指導の体制については、本法科大学院においては、きめ細かくかつ効果的な履修指導を心がけている。まず、本法科大学院開設以来、入学前の履修指導の機会として、学生が入学する前の 2 月中にプレガイダンスを実施し、法科大学院全体に関わる一般的内容や入学後の心構えにとどまらず、各科目を担当する教員から授業内容について個別に説明し、入学前の学習もサポートしている。

2011（平成 23）年度も、2012（平成 24）年度入学者向けに、例年どおり、2012（平成 24）年 2 月にプレガイダンスが実施された。実施日は 2 月 11 日（土）及び 12 日（日）の 2 日間であり、出席者数は、第 1 日目は、法学未修者が 79%、法学既修者が 67%、2 日目は、法学未修者 74%、法学既修者 59%であった。第 2 日目の法学既修者の出席率が低くなっているが、1 日目の出席率は、前年度よりも上回るものであった。

プレガイダンスにおいては、第 1 日目は、法学未修者・法学既修者合同で法科大学院長の挨拶の後、法学未修者に対しては、法科大学院教授である実務家教員から「純粋未修の弁護士が語る」と題する講演が行われた後に、憲法、刑法、商法の各科目別ガイダンスが行われた。また、法学既修者に対しては、憲法、商法、刑事訴訟法、刑法の各科目別ガイダンスが行われた。そして、最後に、法学未修者・法学既修者合同で「実務家教員と修了生が語る」として実務家教員と本法科大学院を修了した複数弁護士とによる対話形式の討

論会が行われた。第2日目は、法学未修者・法学既修者合同により教育等常置委員会委員長による「明治のカリキュラム」の説明、教員が本法科大学院の在學生にインタビューする「在學生のはなし」の後、法学未修者に対しては、行政法、民法の科目別ガイダンスが行われ、法学既修者に対しては、民事訴訟法、行政法、民法の各科目別ガイダンスが行われた。

また、例年、法科大学院入学後、授業開始前に2日間にわたり新入生ガイダンスを実施し、本法科大学院の教育理念やカリキュラムの特色及び概要の説明、各科目別の履修相談会を行うことにより、授業に學生がスムーズに取り組めるように配慮している。

履修相談会においては、各學生の関心分野や将来の進路希望を踏まえた科目履修ができるように、履修届出の提出のアドバイスを含めて、法律基本科目の担当教員が学習相談を実施している。

2011（平成23）年度においては、4月2日（土）に実施を予定していたが、東日本大震災の影響で大学の施設を使用することができなかったこと等の理由から実施できなかった。また、2012（平成24）年度においては、4月3日（火）に実施を予定していたが、大型低気圧の接近により、急遽中止となった。

根拠・参照資料：

2－（2）－13 「明治大学法科大学院プレガイダンスについて」

2－（2）－14 「明治大学法科大学院新年度ガイダンス タイムスケジュール」

学習相談体制については、本法科大学院においては、各教員が前期、後期に、各2回のオフィスアワーを実施している。相談を希望する學生は、事前に申し込むこととしているが、当日の飛び込みも歓迎している。制度としてのオフィスアワーの他にも、日常的に授業後の質問・相談が活発に行われており、學生は気軽に教員に学習相談をしている。

また、本法科大学院においては、學生に身近な相談者として、弁護士や非常勤講師等の資格を持つ教育補助講師の体制を有していることが特色であり、學生の日常的な学習相談に活用されている。

さらに、「教員と教育補助講師との意見交換会」が恒常的に開催されているが、教育補助講師が把握している學生像や問題点は、授業を通して學生に接する教員にとっても、非常に参考になっている。

なお、教育補助講師の採用基準も明確化されており、本法科大学院出身者の採用が実現する等、教員、補助講師及び學生間の信頼関係のもと、目的に合った制度運営がなされている。

教育補助講師は、授業担当教員の指導の下に教材の作成等に当たるほか、主として學生の自主学習の相談を受け、學生を支援する役割を担っている。教育補助講師室が14号館院生共同研究室の一角に設けられ、法学未修者、法学既修者それぞれに対応した相談を受けている。2011（平成23）年度は、15名の教育補助講師が担当した。學生からのニーズに応じるため、2012（平成24）年度は、教育補助講師を3名増員し18名体制とした。

根拠・参照資料：

2－(2)－15 「2012年度法科大学院要項」58頁

2－(2)－16 「オフィスアワー日程表」

2－(2)－17 「教育補助講師勤務日程表」

授業計画等の明示については、各授業科目の教育目的を効果的に達成するため、少人数による双方向的・多方向的な授業を実施することができるように、学年のはじめに詳細なシラバスを配布しており、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知される方策を講じている。以前は、成績評価方法がシラバスに記載されていない科目も若干存在したが、2010（平成22）年度以降、成績評価方法をシラバスに記載するよう徹底している。シラバスには、授業計画、授業の内容・到達目標、履修上の注意・準備学習の内容、教科書、参考書、成績評価の基準と方法を記載している。

また、本法科大学院においては、各担当教員は、授業開始時にシラバスの内容について説明し、シラバスに沿った授業を進めることとしているが、新たな判例の出現による授業内容の変更等、弾力的な授業の進行を必要とする場合には、シラバスにおいて内容に変更がある旨を予告しており、効果的な授業を行うこととしている。

根拠・参照資料：

2－(2)－18 「2012年度法科大学院シラバス（授業計画）」

授業の方法については、法曹実務演習1及び2、ローヤリング、民事法文書作成1、民事法文書作成2、企業法務文書作成は、いずれも実践的な教育であり、とりわけ、ローヤリングは、各クラス2名の実務家のコンビにより徹底した実践教育を行っている。

また、模擬裁判（民事）及び模擬裁判・法文書作成（刑事）は、模擬法廷を使用して行われる実践的な教育である。

なお、本法科大学院においては、発足以来、授業で受験指導に相当することをを行うことを固く禁じており、現在も全く変わっていない。

根拠・参照資料：

2－(2)－19 「2012年度法科大学院要項」41頁

2－(2)－20 「2012年度法科大学院シラバス（授業計画）」248～257頁

授業を行う学生数については、本法科大学院においては、演習科目については、双方向・多方向で密度の濃い教育を行うために、1クラス20人を上限としたクラス編成が行われている。

また、本法科大学院においては、多様な科目の性質及び教育課程上の位置付けを配慮し、各科目における教育効果を高めるため、法律基本科目の講義科目については、1クラス50名を基準にしたクラス編成が行われている。これは、法学未修者である1年次の学生は、法律学についての知識をもっていないことに配慮したものであり、2年次の学生も、行政法、民事訴訟法、刑事訴訟法などの科目についての十分な法的素養を備えていないことを前提としたものであり、法学初学者に対する体系的な教育を施すことを可能にするために

行われている。

さらに、未修者教育の一層の充実の観点から、1年次の学生の講義科目のうち、民法（総則・契約）、民法（財産権）、商法Ⅱ、刑法Ⅰ、刑法Ⅱについては、4クラスを開講することにより、少人数教育を徹底している。

なお、本法科大学院においては、個別的指導を重点的に行う科目として、総合指導、展開演習及び総合演習がいずれも少人数で開講されている。

展開演習、総合演習は、いずれも選択科目とされており、学生の選択によって履修者数が大きく変動するため、履修者数を予測してクラス編成をするには著しく困難が伴う。このため、在学生を対象に年度開始前に事前登録を行い、新学期の混乱を避ける等の措置を講じ、特定の科目のクラスの履修者が極端に多くなることを防止しているが、クラスの履修者が極端に少なくなる場合もあるため、教育効果等の点からも検討する必要がある。

根拠・参照資料：

2－（2）－21 「2012年度法科大学院要項」43頁

2－（2）－22 「法科大学院基礎データ」（表4）

成績評価及び修了認定については、本法科大学院においては、成績評価、単位認定及び課程修了認定の基準を定め、要項及びシラバスで明示している。

また、本法科大学院においては、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的で公正な成績評価方法を設定するため、各科目担当者からのアンケートと教員研修における議論に基づいた成績評価を実施している。

特に、複数教員が担当する科目については、担当者間の協議によって成績評価方法を設定するとともに、全員で成績評価を行い、担当者による不公平が生じないように留意している。また、プロセスとしての学業評価の実現のため、1回の期末試験で評価をするのではなく、課題、中間テスト、授業中の発言、出席状況などを総合的に勘案して成績評価をしている。

これらの方針は、本法科大学院の開設時に確認されたにもかかわらず、複数教員が担当する科目については、教員間及び科目間での周知徹底が図られておらず、2008（平成20）年度の時点では、当該学年全体の学生を母数とするもの（上記の方針に基づくもの）、当該科目担当者が担当するクラス（1つの場合と複数の場合がある）の学生を母数とするもの、各クラス単位の学生を母数とするもの、という3通りの母数による評価方法が混在し、成績評価が行われていた。

この点について、大学評価・学位授与機構から改善の指摘を受け、上記の方針を遵守するために、「同一のシラバスに基づく授業については、2009（平成21）年度から、S・A・B・Cの評価基準となる母数は、クラス単位ではなく、受講者全員を母数とする。」ことを教授会において方針決定し、各科目において具体的な対応方法を検討しながら実施している。

また、本法科大学院においては、各科目の成績評価方法を客観的かつ公正に行うために、

試験の採点時に種々の工夫が行われ、厳格な成績評価基準が設定され、教員間での検討が行われている。

具体的には、多くの科目においては、筆記試験の採点にあたり、設問ごとに同一の教員が全答案を採点する等の工夫により、客観性と公平性を担保している。また、一部の科目においては、氏名等を隠して採点を行うことにより、匿名性が確保されている。採点の結果を採点表に転記する人員の確保が困難なため、匿名性の確保を徹底できない科目も多いが、複数教員の協議によって成績評価を行うことにより、成績評価の恣意性を排除している。

なお、本法科大学院においては、成績評価は、S・A・B・C・Fで行われており、S・A・B・Cが合格とされ、Fが不合格とされている（学則第19条）。成績評価のうち、F（不合格）は、絶対評価とされ、S・A・B・C（合格）は、相対評価とされている（Sは、履修者の10%以内、S、Aは、あわせて履修者の35%程度、Bは、45%程度、Cは、20%程度とされている）。成績評価基準・成績分布基準等は、要項において、学生に事前に開示されており、成績評価基準・成績分布基準等は、要項において、学生に事前に開示されている。また、各科目の成績評価方法は、シラバスによって事前に学生に示されており、それに従った成績評価が行われている。

また、本法科大学院においては、各学期の期末試験終了後に成績発表が行われているが、2010（平成22）年度から成績評価に対する異議申立制度が導入され、F評価を付与されたことについて異議のある学生は、所定の期間内に理由を摘示して申立書を提出し、担当教員による説明と回答を求めることができることとなった。

なお、本法科大学院においては、2008（平成20）年度から、3年次学生の成績（入学から3年次前期終了まで）のGPA上位20名について、成績優秀者表彰制度が導入され、2010（平成22）年度からは、2年次学生についても表彰制度が導入された。

本法科大学院における修了要件は、下表のとおりである。

入学年度		2010年度以降	2008年度・2009年度	2007年度
I	ア 公法系科目	必修科目 10単位	必修科目 10単位	必修科目 12単位
	イ 民事法系科目	必修科目 32単位	必修科目 30単位	必修科目 32単位
	ウ 刑事法系科目	必修科目 12単位	必修科目 12単位	必修科目 14単位
II	実務基礎科目	必修科目 6単位	必修科目 6単位	必修科目 6単位
III	基礎法学・隣接科目	選択必修科目 4単位	選択必修科目 4単位	選択必修科目 4単位
IV	展開・先端科目	選択必修科目 12単位	選択必修科目 12単位	選択必修科目 12単位
その他		II・III・IV群から31単位以上	II・III・IV群から31単位以上	—

本法科大学院における修了認定手続は、教務等関係常置委員会及び執行委員会の議を経

た後に、法科大学院拡大教授会において認定を行う手続とされており、修了認定基準は適正であり、修了認定の体制・手続も適切に設定されている。

なお、本法科大学院においては、司法試験法第4条により、法科大学院の課程を修了した者であることが司法試験の受験資格の一つであることに鑑み、本法科大学院の修了認定に係る異議申立ての手続を定め、本法科大学院の修了認定が厳正かつ公明に行われることを確保している。学生からの異議の申立てがあった場合、執行委員会は、その異議内容を調査し、審査の結果、当該学生の修了認定をすべきことが相当と認められるときは、直後の教授会に当該科目の単位認定を付議することになっている。

根拠・参照資料：

- 2－(2)－23 「2012年度法科大学院要項」45～50頁
- 2－(2)－24 「2012年度法科大学院シラバス（授業計画）」
- 2－(2)－25 「法科大学院修了認定に係る異議申立に関する内規」
- 2－(2)－26 「成績評価に関する異議申出等に関する内規」
- 2－(2)－27 「法科大学院学則」第19条

再試験及び追試験については、病気などの正当な理由により定期試験を受験できなかった者は、追試験を受けることができることとされている。

また、必修科目の単位の認定を受けられなかった者については、授業担当教員の判断により、再試験を受ける機会が提供されることがある。

なお、3年次の学生については、必修科目をすべて履修していることを条件として、選択科目の修了要件の単位数のみが不足する場合に、特別試験の制度が設けられている。

これらの試験においても、定期試験と同様に、試験の実施及び成績評価は厳正に行われており、再試験及び特別試験において単位が認定される場合は、Cの評価しか受けられないこととされている。

根拠・参照資料：

- 2－(2)－28 「2012年度法科大学院要項」48～50頁
- 2－(2)－29 「法科大学院試験要綱」
- 2－(2)－30 「追試験実施細則」
- 2－(2)－31 「法科大学院再試験実施細則」
- 2－(2)－32 「法科大学院特別試験実施細則」
- 2－(2)－33 「法科大学院学則」第36条

進級制限については、本法科大学院の進級要件は、以下のとおりである（要項51頁）。

① 2年次への進級

1年次の必修科目の総単位数（30単位）の5分の4（24単位）以上の修得

② 3年次への進級

（法学未修者）

1年次の必修科目のすべての単位及び2年次の必修科目の総単位数（28単位）の5

分の4（23単位）以上の修得
（法学未修者）

2年次の必修科目の総単位数（30単位）の5分の4（24単位）以上の修得

また、成績評価・修了認定の厳格化の流れに対応するため、2009（平成21）年度以降の入学生については、2年次への進級条件について、上記に加え、「必修科目のGPAが1.4以上」が付加された。

なお、進級要件を充足しなかった者は、在籍していた学年を繰り返すこと（原級留置）になるが、その際には、個別に面接を行い、履修指導を行うこととしている。

さらに、2年次への進級要件を2年間引き続き充足しなかった場合は、従来は、退学勧告が行われるのみであったが、2010（平成22）年度以降の入学生については、強制退学制度が導入され（学則36条、要項53頁）、2011（平成23）年度末において、9名が退学をした。

根拠・参照資料：

2-（2）-34 「2012年度法科大学院要項」53頁

2-（2）-35 「法科大学院学則」第36条

教育内容及び方法の改善については、本法科大学院においては、大学における教育の質の向上には、全教員の参加によるFD（faculty development）が不可欠である、との共通の認識の下に、開設当初より教員研究研修関係常置委員会の企画・主導によるFD活動が積極的に行われている。

FD研修は、「明治大学法科大学院FD研修に関する申合せ」に基づき、開設当初より全教員に呼びかけて定期的又は臨時に実施されており、授業内容の充実・改善のために活発な意見の交換が行われている。FD研修は、例年2回（前期1回、後期1回）、定期的に休日を丸1日費やして、行われている。

2011（平成23）年度は、震災の影響もあり、授業日程の確保のため、前期の9月に開催されたFD研修会は、半日に短縮され、専攻毎に前期の総括が行われ、授業評価のあり方等についての議論が行われた。

後期の3月に開催されたFD研修会では、例年通り、午前中に、専攻毎に1年間の総括、再試験や特別試験のあり方、総合指導科目の位置付け等について議論が行われ、午後には、中央大学法科大学院及び早稲田大学法科大学院の教員を招聘し、成績評価やリーガル・クリニックについての報告を受け、意見交換が行われるとともに、退職する教員から授業への取り組み等の報告があった。

なお、2008（平成20）年度から、教授会終了後にランチョン・ミーティングの形で、種々のテーマでFD研修が行われているが、2011（平成23）年度は、震災の影響等により、教授会の議題が多く、十分な時間を確保することができなかったため、開催されなかった。

FD研修で議論された内容に関しては、各専攻において教育に活用されるとともに、関係する他の常置委員会にもフィードバックし、法科大学院全体で改善に取り組むこととし

ており、成績評価の厳格化等の成果が出ている。

また、FD活動の一環として、①教員相互の授業参観、②同一科目複数担当者間の打合せ、③実務家教員による意見交換及びカリキュラム改訂への対応のための検討会等が行われている。

教員の授業相互見学は、2007（平成 19）年度に導入され、「明治大学法科大学院授業相互見学に関する取扱要領」に基づき、教員は学期毎に定められた2週間の期間に、希望する授業を事前に申し出たうえで自由に見学している。見学者は公開者に所感メモを提供することとし、相互の授業内容改善に資する仕組みとしている。初年度は所感メモの提供は任意であったが、2008（平成 20）年度からはそれを義務化した。また、授業の様子を撮影したDVDを作成し、教員への貸出しも行っている。

法科大学院全体のFD研修以外でも、教育内容及び方法の改善に関して、各専攻で積極的な検討が行われており、複数教員が同一科目を担当する場合には、教員同士が相互に意見交換を行い、その結果を授業に反映させ、毎回の授業がどのクラスにおいても質・量とも適正なレベルを維持するよう、配慮している（いわゆる「チームによる教育」）が、バックグラウンドが異なる実務家教員及び研究者教員が、このような意見交換の場で相互に知見・経験・情報を交換し合うことは、特に教育の質の平準化や向上に資するところが大きい。具体的には、民事訴訟法演習（計10クラス）では、チームによる教育を徹底させ、15回の授業の全部につき、課題レポートを事前に学生に提出させ、その到達度・理解度を踏まえて授業を展開するために、担当教員全員が毎週集まって意見交換を行い、教える内容・水準・時間配分など細かな点についても決定したうえで授業に臨んでいる。また、民法・商法等の分野においては、本法科大学院所属教員のほか、本学出身教員・実務家を含む研究会が定期的開催されており、これらの場を通じて、経験・知見の補充がなされ、授業の改善に役立っている。なお、2010（平成 22）年度から実施されたカリキュラム改訂において、法曹実務科目が質・量的に充実することに向けて、2009（平成 21）年度から実務家教員による意見交換及びカリキュラム改訂への対応のための検討会が設けられ、建設的な議論が行われており、エクスターンシップの受入先の拡充等について建設的な議論を行っている。

また、本法科大学院においては、開設時より学期毎に、全授業科目を対象に、「授業改善のためのアンケート」を実施し、学生のニーズ・要望・評価を聴取している。当初は、教員がアンケート実施及び回収を行ってきたが、2008（平成 20）年度より、教員はアンケート用紙の配布を行うのみとし、学生による回収を行うこととした。また、アンケートの集計結果票については、教員からわかり難い等の苦情が寄せられていたため、2007（平成 19）年度に法科大学院の現状に適した新たなアンケート設問を作成し、プログラミングを変更の上、個人別集計票も全面的に変更をし、2008（平成 20）年度から実施している。

アンケート項目は、①当該授業への教員の準備、アンケート回答者である学生自身の当該授業への取り組み、②当該授業の内容、③教員と学生のコミュニケーション、④教員の

教授法と学生自身の当該授業への参加度、⑤教員の授業への取り組み方を問うものであり、自由記述欄も設けている。アンケートの回収率は、2011（平成23）年度前期89.7%、後期82.4%ときわめて高く、自由記述欄に記載される事項も多岐にわたっている。

アンケート結果は、評価項目毎に全体の結果及び各分野別の結果を集計するとともに、各教員の評価を全体の結果や各分野別の結果とともに示して交付している。アンケート結果は、FD研修における議論を行う際の素材として用いられ、翌年度のシラバスや授業に反映させている。なお、アンケート結果は、学生に対して、一定期間窓口で公開している。

これとは別に、本法科大学院においては、毎年1回、新入生に対して「教育に関するアンケート」を実施しており、寄せられた要望については、各常置委員会にフィードバックする等、学生による授業評価の結果を教育の改善につなぐ取り組みが行われている。

根拠・参照資料：

- 2－（2）－36 「法科大学院FD研修に関する申合せ」
- 2－（2）－37 「明治大学法科大学院授業相互見学に関する取扱要領」
- 2－（2）－38 「「授業改善のためのアンケート」実施要領」

特色ある取組みについては、憲法・行政法・民法・商法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法等の基本科目においては、複数教員が同一科目を担当する場合に、①配布教材の作成についての担当者による綿密な打合せ、②授業の進行についての打合せ等を行い、その結果を授業に反映させ、どのクラスにおいても質・量とも適正な授業レベルを維持するよう、配慮している（いわゆる「チームによる教育」）。とりわけ、演習科目については、しばしば授業時間を上回る打合せ時間をもって相互に議論されている。

バックグラウンドが異なる実務家教員及び研究者教員が同一科目を担当しているので、このような意見交換の場で相互に知見・経験・情報を交換し合うことが、特に教育の質の平準化や向上に資するところが大きい。特に、民事訴訟法グループが行っている民事訴訟法演習（計10クラス）では、チームによる教育を徹底させ、15回の授業の全部につき、課題レポートを事前に学生に提出させ、その到達度・理解度を踏まえて授業を展開するために、担当教員全員が毎週集まって意見交換を行い、教える内容・水準・時間配分など細かな点についても決定したうえで授業に臨んでいる。

[点検・評価（長所と問題点）]

履修科目登録の上限については、学生が過度な負担とならないように、また、十分な自習時間を確保できるように配慮されているが、履修の上限設定のために希望する科目を履修することができないという意見も出されており、カリキュラム編成のあり方も含め、検討する必要がある。

学習相談体制については、教育補助講師は相当数の学生に利用されており、教員に対する日常的な質問や相談とともに、効果的な学習指導体制となっており、その役割が大きいことは、在学生や修了生からも確認されている。

教育補助講師は、教員と学生とのかけ橋として重要な役割を務めていることから、教育補助講師と教員は、定期的開催される「教員と教育補助講師との意見交換会」（2007（平成19）年度以降）及び各科目における日常的教育業務を通して、相互に意見を交換し、学生への助言体制を充実させてきた。

なお、教育補助講師は、「教育補助講師採用に係る申合せ」に基づき優秀な教育補助講師が毎年採用されており、安定的運用が実現している。とりわけ、本法科大学院修了後、弁護士となった者が教育補助講師に採用され、学生にとって、頼もしい相談役かつ良きロール・モデルとなっているため、この仕組みを確実に維持していくことが重要であり、より多くの教育補助講師の任用が強く望まれる。

一方、オフィスアワーについては、『要項』に記載するとともに（『要項』61頁参照）、時間割を掲示板にて知らせるなどして実施しているが、総じて学生の利用が低調である。これは、各授業時間の終了後に学生の質問に答える教員が多く（ことに昼休みには、教員の昼食時間がなくなるほどの長時間質問も多い）、特定の日時に予約をして相談する需要が少ないことも考えられる。しかし、個別相談方式のオフィスアワーの重要性は、否定しがたいところであり、どのような実施方法が好ましいかについて、学生の意識調査なども実施して、改善を図る必要がある。

授業を行う学生数については、本法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育を行うために、ひとつの授業科目について同時に授業を行う学生数が適切な規模に維持されている。

とりわけ、演習科目においては、少人数教育の徹底が図られており、課題別にケース・メソッドやソクラテス・メソッドによる双方向・多方向授業の展開が確保されている。

これらの教育体制は、本法科大学院の特色として評価を得ており、今後も堅持していく必要がある。

成績評価及び修了認定については、本法科大学院においては、成績評価基準のシラバスによる開示、修了認定手続の整備等、透明性も高く、客観的かつ公正に行われている。また、2010（平成22）年度より異議申立制度が導入され、F評価の学生に限定しているものの、成績評価に関する学生からの疑問と不満に対して、真摯に回答し、説明責任を果たしている。さらに、成績優秀者表彰制度を設け、学生の勉学に対するインセンティブを与えている。なお、成績評価の母集団については、2009（平成21）年度から「同一のシラバスに基づく授業については、S・A・B・Cの評価基準となる母数は、クラス単位ではなく、受講者全員を母数とする。」方針を確認したが、未だ全科目で完全に実施するに至っていないこともあり、引き続き徹底を図る必要がある。

進級制限については、従来から、進級制度及び退学勧告制度が設けられており、厳格な成績評価と相俟って、安易に修了させない措置が講じられていた。2010（平成22）年度入学生からは、強制退学制度も導入されたため、進級・修了要件を充足しない者に対しては、教育的観点から個別面接による個別の指導をより充実させている。

また、進級要件の厳格化を図ってきたが、さらなる厳格化（例：1年次から2年次への進級要件のGPAのアップ、2年次から3年次への進級条件としてのGPA条件の付加等）についての検討を行う必要がある。

教育内容及び方法の改善については、年2回、休日に午前・午後を通して行っているFD研修会においては、多くの参加者の下、活発な議論が行われ、教員の意思疎通を一層高めるとともに、教員間の問題意識の共有に役立っている。外部認証評価機関から受けた指摘事項についても積極的に議論を行う等、授業へ反映されることも少なくないため、さらなる活性化を図る必要がある。

また、教授会終了後におけるランチョン・ミーティングは、教授会の議題が多く、時間の関係で開催できない場合も少なくないが、多くの参加者の下で、各種の話題提供及び教員の意識の共有に資すると考えられるため、開催することが望ましい。

学生によるアンケートにおける授業評価結果に基づき、各教員が授業内容の工夫等を行っているところであるが、今後ともアンケート項目等の見直しの検討を行うとともに、アンケート結果を教員が授業により反映する必要がある。

授業相互見学については、授業を撮影したDVDの貸出の促進等、見学者・公開者双方の教育内容の充実につながる方策を探る必要がある。

同一科目担当者間の授業のための打ち合わせについては、専攻毎の差はあるものの各専攻ともFD研修会の場や個別に時間を設けることにより行っているが、成績評価の厳格化、成績評価の際の母集団の統一等を図る必要がある。

特色ある取組みについては、基本科目を中心に、複数教員が同一科目を担当する場合の配布教材の作成について綿密な打合せ、授業の進行についての打合せを行い、その結果を授業に反映させるが行われ、「チームによる教育」が実現しているが、質・量とも適正な授業レベルを維持するために重要なことであるので、継続させる必要がある。

[将来への取組み・まとめ]

履修科目登録の上限については、学生の履修状況等も踏まえ、教育等関係常置委員会において、カリキュラム編成のあり方も含め、多角的な検討を行う。

学習相談体制については、教育補助講師は、学生からの評価も高く、相当数の学生に利用されていることから、修了生の任用等、教育補助講師の増員も含め、さらなる活用のあり方に積極的に検討を行い、予算要求等に反映させていく。

オフィスアワーは、本来の役割は、授業終了後の個別指導等により十分に果たされていることから、授業についていけない学生のケア等、新たな実施方法のあり方について、学生の意識調査等も踏まえ、検討を行う。

授業を行う学生数については、少人数教育の成果をより発揮するための効果的な授業のあり方について、担当教員間やFD研修会で検討を積極的に行う。

成績評価及び修了認定については、異議申立制度の利用状況を検証しつつ、運用のあり

方や適用範囲の拡大等についての検討を行う。

成績評価の母集団については、多くの授業科目において統一されつつあるが、全科目への拡大に向けて、存在する問題点や課題の検討を行う。

進級制限については、現在の制度の運用状況を検証しつつ、要件の変更（厳格化）や退学勧告制度の対象の拡大についても検討を行うとともに、対象となる学生への個別指導も一層充実させていく。

教育内容及び方法の改善については、FD研修会における議論を実際の教育・研究により反映させるように、関係する常置委員会における議論を充実させるとともに、ランチョン・ミーティング等の活用により、テーマ毎に教員全員で意見交換を行う場を設ける。

学生による授業評価の学生への開示のあり方については、全学における議論も踏まえつつ、教員研究研修関係常置委員会における検討を継続する。

授業相互参観についても、より多くの教員が参加するための工夫（教授会における時間割の配布等）を継続するとともに、DVDの貸出も含め、教員相互の研鑽の場としても活用するための検討を継続する。

特色ある取組みについては、チームによる教育の重要性を教員が共有し、新任教員にも徹底を図ることとする。

総合指導科目についても、法科大学院における学生相互の討論が学習上大きな意義を有することを念頭に置きつつ、学年を超えた学習機会の提供等、本来の法科大学院教育の実現を目指し、建設的な検討を行う。

2 - (3) 成果等

[現状の説明]

教育効果の測定については、本法科大学院においては、将来法曹となるものとして備えるべき基本的素養として、「人間を尊重し『個』を大切にする法曹の養成」を理念に掲げ、「21世紀の社会を担う専門分野に強い法曹」を養成するという教育目標に向けたカリキュラムを策定し、毎年度その点検と検討を行っており、年2回のFD研修会で教育の実情と問題につき情報交換と意見交換を行い、授業担当者全員で問題の共有を図るとともに、喫緊の検討課題を検討している。更に各科目の担当者が設定している科目ごとの到達目標に照らして、その教育効果の達成状況を測定している。

将来法曹となるものとして備えるべき基本的素養の水準としては、担当者間で科目毎に到達目標を設定しているが、2010（平成22）年9月に法科大学院コア・カリキュラムの調査研究班が公表した「共通の到達目標モデル（第二次案修正案）」についても、科目担当者間における議論に加え、FD研修会における意見交換、シラバスの作成時のサンプルの提示等を行うことにより、少なくとも、その水準と同等とするようにしている。

また、教育効果については、学生による「授業評価アンケート」を実施し、各分野別・各科目別・各担当者別に集計を行い、この集計結果及び成績評価結果から、他の科目や他の教員の集計結果と客観的に比較しつつ、当該科目の到達目標の達成についての点検が可能となっている。

さらに、同一分野の教員間における意見交換を経て提起される問題点等につき、各分野の代表教員から成る教育等関係常置委員会において、毎年度シラバスの到達目標の検討に加え、その達成状況についても検討が行われており、各科目間の有機的連携が図られるように、各科目の授業運営における問題点の共有と学生の実情に関する情報交換や意見交換を行っている。

このほか、毎学期、「学生の意見を聴く会」を開催し、学生からの直接の要望や苦情などを吸収するよう努めており、重大な課題や喫緊の課題については、執行委員会において検討し、教授会に上程し、授業担当者全員に周知徹底するように配慮している。

根拠・参照資料：

2 - (3) - 1 「授業評価アンケート分析結果」

司法試験の合格状況を含む修了者の進路等の把握及び公表については、毎年の合格発表時に発表される個人名から修了者の合格状況の把握を行っているため、合格者は、全員把握しているが、司法修習の修了後の進路については、十分に把握されているとはいえない状況である。

なお、司法試験の合格者は、在学中の成績（GPA）高位者に多いことが確認されており、法科大学院在学中の成績と司法試験の合格者の間の相関関係は高く、教育効果が確認されている。

また、司法試験に合格していない修了生の進路の把握が困難であり、毎年秋に開催する

本法科大学院のホーム・カミング・デーの参加者も司法試験合格者にほぼ限られており、司法試験の受験状況や法曹以外の進路を選択した者の把握が課題となっていた。このため、司法試験合格者の進路の把握に加え、法曹以外の進路を選択した者の状況の把握を行うため、本法科大学院修了生の有志が企画した同窓会の設立を支援したところ、2012（平成24）年3月の発足の際には、法曹以外の進路を選択した修了生も相当数参加したこともあり、参加者以外の状況も含め、修了生の活動状況が徐々に把握できるようになりつつある。

なお、修了生の活躍状況は、本法科大学院のホームページで公開している。

根拠・参照資料：

- 2－（3）－2 「法科大学院基礎データ」（表3－1）
- 2－（3）－3 「法科大学院基礎データ」（表3－2）
- 2－（3）－4 明治大学法科大学院ホームページ『修了生の声』

<http://www.meiji.ac.jp/laws/voice/syuuryouseivoice.html>

特色ある取組みとしては、本法科大学院においては、成績優秀者に対する表彰制度及び奨学金制度があり、努力している学生の勉学を支援している。

また、「授業評価アンケート」や「教育に関するアンケート」の実施以外に、「学生の意見を聴く会」を年に数回開催し、法科大学院の教育・自習環境の改善に努めている。

根拠・参照資料：

- 2－（3）－5 「明治大学法科大学院における成績優秀者の表彰に関する内規」
- 2－（3）－6 「明治大学法科大学院振興基金成績優秀者の表彰に関する内規」

[点検・評価（長所と問題点）]

教育効果の測定については、「共通的到達目標モデル（第二次案修正案）」の冊子を教員はもとより学生にも配布することにより、学生に対しても将来法曹となるものとして備えるべき基本的素養の水準が浸透するように努めているが、教員間の認識にも若干の相違があり、学生にも十分浸透しているとは言い切れない面もあることは事実である。

司法試験の合格状況を含む修了者の進路等の把握及び公表については、学生の司法試験の合格状況の把握はほぼ完全に行われており、在学中の成績との関係も把握されているが、修了生の進路は、十分に把握されているとは言えない状況である。

法曹以外の進路の把握については、同窓会との連携により、ある程度の把握はできるようになったが、まだ不十分である。

特色ある取組みについては、成績優秀者に対する表彰制度は、学生にとっての就学意欲をますことに役立っている。

[将来への取組み・まとめ]

教育効果の測定については、担当者間の議論やFD研修会や教育等関係常置委員会における議論を不断に行うことにより、さらなる改善に努めたい。

司法試験の合格状況を含む修了者の進路等の把握及び公表については、公表情報の活用や同窓会との連携を高めることにより、修了生の進路のさらなる把握に努めたい。

また、修了生の活躍状況もホームページ等で積極的に公表していきたい。

法曹以外の進路の把握については、進級制限の厳格化や強制退学制度により、早い段階に法曹以外の進路を選択する学生に対し、適切な指導を行うとともに、同窓会との連携等を通じ、法曹以外の進路の把握を行うように努めたい。

特色ある取組みについては、現在行われている成績優秀者に対する表彰制度は、学生にとっての学習意欲を向上させることに役立っていることから、財政面の問題もあるが、指定寄付金や法科大学院教育振興基金を活用することにより、一層の充実を図りたい。

3 教員組織

[現状の説明]

専任教員数については、法科大学院においては、学生の収容定員 15 名に 1 名の専任教員が必要とされていることから、本法科大学院において必要とされる専任教員は、34 名である（収容定員 510 名÷15=34）。

なお、法科大学院に必要とされる専任教員数は、そのおおむね 2 割に 3 分の 2 を乗じた数の範囲内については、1 年に 6 単位以上の授業を担当し、かつ、カリキュラムの編成その他組織の運営に責任を有する者（いわゆる「みなし専任教員」）で足りるとされており、本法科大学院の場合には、5 名まで算入が認められる（ $34 \times 0.2 \times 2 / 3 \doteq 5$ ）。

本法科大学院においては、教員は、専任教員、特任教員、客員教員及び兼任・兼任教員に分類されている（「明治大学教員任用規程」、「明治大学特任教員任用基準」、「明治大学客員教員任用基準」及び「明治大学兼任講師任用基準」等）。

専任教員は、主として博士論文またはそれに準ずる研究上の業績を審査して任用する教員であり、任期の定めがない。特任教員は、主として実務上の実績や経験を審査対象とし、教育・研究上の業績をも加味して任用する教員であり、任期は 3 年または 5 年とされており、更新は原則として 1 回とされている。

本法科大学院における特任教員は、これまで 1 名を除いて実務家教員であり、特任教員のほとんどが、「みなし専任教員」として、組織運営に責任を有する教員の要件を満たしている。

客員教員は、特に優れた実務上の実績を審査して任用する実務家教員であり、任期は 1 年であり、更新は 3 回まで認められている。

兼任教員は、本学の法学部等の他学部所属の専任教員であって本法科大学院の授業を担当するものであり、兼任教員は、他大学等から出講してくる非常勤講師であり、それぞれ 1 年ごとに委嘱され、更新の制限は設けられていない。

本法科大学院に必要な専任教員数は、34 名である。、2012（平成 24）年度は 39 名の固有の専任教員と 14 名の特任教員の合計 53 名の教員が在籍しており、専任教員数に関する法令上の基準を遵守している。

上記の専任教員及びみなし専任教員は、大学の学部や大学院の他研究科の専任教員の必要人数に算入することは許されないが、法科大学院設置上の過渡的措置として、2013（平成 25）年度まで（10 年以内）に解消されることを条件に、必要専任教員数の 3 分の 1 を越えない範囲で兼籍が認められる（いわゆる「兼籍教員」）。本法科大学院の場合には、12 人まで認められる（ $34 \times 1 / 3 \doteq 12$ ）こととなり、現在 1 名の兼籍教員が在籍しているが、1 専攻に限った専任教員としての取扱いについては、基準を遵守しており、当該兼籍教員は、専門職大学院基準において規定する最低基準を超えて配置される教員である。

また、専任教員のうち、半数以上は原則として教授であることが法令上必要とされるが、本法科大学院では、53 名の専任教員（みなし専任教員を含む）の全員が教授であるので、専任教員数における教授数に関する法令上の基準を遵守している。

根拠・参照資料：

- 3-1 「明治大学教員任用規程」
- 3-2 「明治大学特任教員任用基準」
- 3-3 「明治大学客員教員任用基準」
- 3-4 「明治大学兼任講師任用基準」
- 3-5 「法科大学院基礎データ」(表5)

専任教員としての能力については、本法科大学院においては、教員の任用時に、主査1名、副査2名からなる審査委員会を設置し、担当する専攻分野に関する高度の教育上の指導能力があり、かつ、その専攻分野における教育上・研究上の業績または実務上の経験及び高度の実務能力を有する者であることについて慎重に審査し、教授会の承認を得て任用されている。

根拠・参照資料：

- 3-6 「法科大学院教員の任用、昇格及び任用の更新に関する内規」

実務家教員については、必要専任教員数のおおむね2割以上は法曹を中心とした、おおむね5年以上の実務経験と高度の実務能力を有する者であることが要求されている。本法科大学院において必要とされる実務家教員は、7名以上である(34×0.2≒7)。

本法科大学院においては、実務家教員として、2011(平成23)年度は11名の専任教員及び11名のみなし専任教員、2012(平成24)年度には10名の専任教員及び11名のみなし専任教員が在籍しており、法令上必要とされる基準を遵守している。

根拠・参照資料：

- 3-7 「法科大学院基礎データ」(表5)

専任教員の分野構成、科目配置については、本法科大学院においては、法律基本科目の各科目への専任教員の配置について、以下の表のとおり、各科目とも法令上の基準を上回る配置がなされている。

2012(平成24)年度 教員数

種類	公法系	民事系	刑事系	基礎・隣接法	展開・先端系	合計
専任	7	15	8	0	9	39
特任	0	9	5	0	0	14
客員	0	0	1	0	0	1
兼担	0	4	3	5	4	16
兼任	1	12	1	3	12	29
合計	8	40	18	8	25	99

*複数の系にまたがる担当者は、主要科目の系でカウントした。

また、本法科大学院においては、法律基本科目以外の基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目への専任教員配置についても法令上の基準を遵守している。

さらに、本法科大学院においては、主要な法律実務基礎科目の実務家教員の配置についても法令上の基準を遵守している。

根拠・参照資料：

3-8 「法科大学院基礎データ」(表5)

3-9 「法科大学院基礎データ」(表6)

3-10 「法科大学院基礎データ」(表7)

専任教員の構成については、本法科大学院の専任及び特任教員の年齢構成は、61歳～70歳が27名(50.9%)を占め、51歳～60歳が17名(32.1%)、41歳～50歳が8名(15.1%)、30歳代は0名(0%)、71歳以上は1名(1.9%)である。法科大学院では経験豊かな教員スタッフが求められることから、この年齢構成が一概に不相当とは言い難い。しかしながら、法科大学院の将来の教育を適切に行うためには、計画的に任用人事を行い、教員の若返りを積極的に図っていく必要がある。

また、本法科大学院の教員の男女比は、2012(平成24)年度の専任及び特任教員合計53名において、男性：女性=45:8で、女性の占める割合は15.1%である。男女共同参画社会の形成に貢献する法曹の養成を標榜している本法科大学院としては、女性教員の比重が低いことは認めざるを得ない。

根拠・参照資料：

3-11 「法科大学院基礎データ」(表7)

3-12 「法科大学院基礎データ」(表8)

専任教員の後継者の補充等については、本法科大学院においては、専任教員の後継者の養成については、本法科大学院の修了生を教育補助講師やローヤリングの実務家教員(主従2名の実務家教員で担当)として経験を積ませることにより、実務家教員の後継者の養成の道筋は構築されつつある。

しかしながら、研究者教員の養成については、従来からの大学院法学研究科博士後期課程に委ねざるを得ないが、法律専門職を目指す学生の多くは、法科大学院への進学を志望するようになっており、大学院法学研究科博士後期課程への進学者が激減しているのが全国的な現状である。

本法科大学院においては、大学院法学研究科との連携を強化し、研究者教員の養成を図るため、「研究者養成のあり方に関する検討委員会」を設置し、博士後期過程における入試科目のありかた等に関する検討を行っている。

根拠・参照資料：

3-13 「大学院募集要項」

教員の募集・任免・昇格については、本法科大学院における任用及び昇格の手続きについては、すべての教員は、法令に準拠した学内の統一規則である任用基準に従って行われている。

具体的には、教授会において、主査1名及び副査2名からなる審査委員会を設け、審査

を行なったうえで、学部長会及び理事会の議を経て承認されることとされている。

本法科大学院においては、専任教員及び特任教員の任用人事は、学内規則である任用基準及び本法科大学院の規程に従い、議決権を有する教授会員の3分の2以上の定足数を満たした教授会で、同じく議決権を有する教授会員の3分の2以上の賛成を要する人事案件として扱われており、任用のためには、「その担当する専攻分野に関し高度の教育上の指導能力があり、かつ、その専攻分野における教育上・研究上の業績（研究者教員）または実務上の経験及び高度の実務能力を有する者（実務家教員）」であることが求められている。

教員の昇格についても、任用と同様に、学内規則及び手続が定められており、本法科大学院においても学内規則を遵守した適切な運用が行われている。

根拠・参照資料：

3-14 「明治大学教員任用規程」

3-15 「明治大学特任教員任用基準」

3-16 「明治大学客員教員任用基準」

3-17 「明治大学兼任講師任用基準」

3-18 「法科大学院教員の任用、昇格及び任用の更新に関する内規」

教員の教育研究条件については、本法科大学院においては、いずれの専任教員も本法科大学院、本学の学部・研究科、他大学を含めた授業担当が30単位以内となっており、法令上の基準を遵守している。

なお、本学における専任教授の責任授業担当時間は、通年10時間（1コマあたりの時間が2時間の場合、半期換算10コマ相当）で、この基準が本法科大学院にも適用されている。本法科大学院の授業負担は、通常の学部や既存の大学院研究科の授業と比べて、きわめて重く、本法科大学院の責任授業担当時間が通年換算5コマであることは、全国的に見ても過重なものとなっている。

このため、教員の教育の負担を軽減し、研究に当てる時間を作り出すために、本法科大学院の責任授業担当時間を「ノルマ半期換算4コマ」にすることや「1コマあたり1.5倍の換算」を大学当局に働きかけてきたが、実現されていない。

また、本法科大学院においては、学内制度として、「在外研究」制度（長期は1年まで、短期は6カ月まで海外に滞在して研究に専念できる制度）及び「特別研究者」制度（1年間研究に専念し、その間授業及び行政事務を免除される制度）があり、本法科大学院に対しても、各1名の割当てがなされている。

2011（平成23）年度は、在外研究制度利用者1名（椿久美子教授）及び特別研究者制度利用者2名（鈴木利廣教授、柳憲一郎教授）であり、2012（平成24）年度は、在外研究制度利用者1名（工藤祐巖教授）及び特別研究者制度利用者1名（円谷峻教授）が決定しており、教員の研究活動に必要な機会が保障されている。

このほか、本法科大学院教員の研究成果の発表の場として、『明治大学法科大学院論集』が刊行されており、年間2回の発行が予定されている。2011（平成23）年度は、浅生重機

教授及び河邊義正教授の古稀を祝して、年1回の刊行とした。なお、2012（平成24）年度も西埜章教授及び角田由紀子教授古稀記念論集として年1回刊行の予定であったが、掲載希望者多数のため、年2回刊行とすることとした。

なお、本法科大学院においては、専任教員への個人研究費は、学内規程に則って、適切に配分されている。

根拠・参照資料：

- 3-19 「明治大学特別研究者制度規程」
- 3-20 「明治大学在外研究員規程」
- 3-21 「明治大学特定個人研究費取扱要領」
- 3-22 「明治大学法科大学院論集に関する要綱」
- 3-23 「「法科大学院論集」発行に関する細目」
- 3-24 「法科大学院基礎データ」（表12）

人的補助体制については、本法科大学院には、教育補助講師、リサーチ・アシスタント（RA）及びティーチング・アシスタント（TA）の制度が設けられ、教育・研究補助業務に従事している。2011（平成23）年度においては、教育補助講師15名、RA2名及びTA2名であったが、2012年度には教育補助講師18名、RA3名及びTA2名に拡充されており、教育・研究に資する人的な補助体制の適切な整備がなされている。

根拠・参照資料：

- 3-25 「明治大学RA、TA及び教育補助講師採用規程」
- 3-26 「明治大学法科大学院教育補助講師の採用手続に関する申し合わせ」
- 3-27 「教育補助講師勤務日程表」

教育研究の評価と教育方法の改善については、本法科大学院においては、FD活動において検討されている他、授業担当者間の打ち合わせや学生による授業評価アンケートの活用により、不断の改善が行われている。

特色ある取組みについては、本法科大学院においては、FD活動に力を注いでおり、各専攻における授業の評価、改善についての議論が活発になされており、出された意見は、教育等関係常置委員会における検討を経て、本法科大学院全体の教育方法の改善につながっている。

[点検・評価（長所と問題点）]

専任教員数については、本法科大学院においては、法令上の基準を満たしており、専任教員の配置や専任教員に占める教授の割合も、法令上の基準を遵守していることから、本法科大学院の理念・目的及び教育目標を達成するうえで、適切な教員組織が実現されている。

専任教員としての能力については、本法科大学院においては、教員の任用時及び昇格時に、適正な手続が遵守されており、高度の教育上の指導能力、教育上・研究上の業績等の

慎重な審査が行われている。

実務家教員については、本法科大学院における実務家教員数は、法令上の基準を満たしており、法令上求められる実務経験と高度の実務能力を有する実務教員数も法令上の基準を満たしており、充実した実務科目の教育を行ううえで、適切な教員組織が実現している。

専任教員の分野構成、科目配置については、本法科大学院においては、専任教員の配置は、すべての科目において法令上の基準を満たしており、主要な法律実務基礎科目の実務家教員の配置についても法令上の基準を満たしている。

教員の構成については、本法科大学院の専任及び特任教員の年齢構成は、60歳代が半数以上を占めており、年代別の在籍率に大きな偏りが存在することから、本法科大学院の将来の教育に支障が生じないようにするための対策を講じる必要がある。

また、本法科大学院の教員の男女比については、女性教員の占める割合が低いため、女性教員の採用を積極的に行う等の方策を検討する必要がある。

専任教員の後継者の補充等については、研究者教員の養成については、「研究者養成のあり方に関する検討委員会」における検討を活性化し、中長期的視点からの検討も行うべきである。

教員の募集・任免・昇格については、本法科大学院においては、すべての教員の任用及び昇格が法令に準拠した学内の統一規則である任用基準により行われており、適正な手続きで行われている。

また、本法科大学院においては、学内制度である在外研究制度及び特別研究者制度を活用することにより、教員の研究活動が活性化されている。しかしながら、法科大学院の授業負担が過大であり、授業を行いながら、十分な研究を行う時間を確保することが困難であることから、教員の研究活動の一層の活性化のためにも法科大学院への在外研究制度及び特別研究者制度の利用枠を増加させることが望まれる。

人的補助体制については、本法科大学院においては、教育補助講師、RA及びTAが有効に機能しているが、学生へのよりきめ細やかな指導や業務の増大への適切な対応のためには、十分な陣容とはいえない状況にある。

教育研究の評価と教育方法の改善については、本法科大学院においては、FD活動を活発に行っているが、教育研究の評価及び教育方法の改善に向け、より活性化することが求められている。

[将来への取組み・まとめ]

専任教員数については、今後も本法科大学院の理念・目的及び教育目標を達成する観点から、適切な教員組織を実現するために将来を見据えた任用計画を策定する。

専任教員としての能力については、教育上の指導能力、教育上・研究上の業績等の維持、向上のための研鑽を継続する。

実務家教員については、高度の実務能力を有する実務教員数を確保するために、中長期

的な任用計画を策定する。

専任教員の分野構成，科目配置については，法律基本科目を中心とした適切な配置の維持が重要であるため，適切な配置のための教員の任用を着実に行う。

教員の構成については，本法科大学院の専任及び特任教員の年齢構成の偏りを是正することも念頭に置いた教員の任用を積極的に行うこととする。教員の男女比についても，各科目における女性教員の採用を積極的に行う等の方策を検討する。

専任教員の後継者の補充等については，研究者教員の養成について，「研究者養成のあり方に関する検討委員会」における検討を活性化し，研究者養成大学院との連携もさらに強化する。

教員の募集・任免・昇格については，教員の研究活動の一層の活性化のため，在外研究制度及び特別研究者制度の法科大学院への割り当ての増加への働きかけを積極的に行っていく。

人的補助体制については，学生へのよりきめ細やかな指導や業務の増大への適切な対応のために，教育補助講師，RA及びTAの増員を要求する。

教育研究の評価と教育方法の改善については，教育研究の評価及び教育方法の改善に向け，FD活動の一層の活性化を行う。

4 学生の受け入れ

[現状の説明]

学生の受け入れ方針、選抜方法及び選抜手続の設定並びに客観的かつ公正な選抜の実施については、本法科大学院においては、これまでの歴史と伝統を基礎にして、人権を尊重し「個」を大切にす法曹の養成を目標としており、教育目標として、「法曹としてふさわしい豊かな人間性と高い倫理観及び創造的な思考力を涵養するとともに、幅広い教養と専門的な法知識を教授し、並びに法的諸問題を解決するための能力向上に必要な実践的教育を施すことにより、社会的、国際的に活躍し得る優れた資質と能力を有する法曹を育成することを目的とする」（学則第2条）としている。

このため、本法科大学院の入学選抜においては、筆記試験に加えて、多角的な視点から多様な資質を評価するために、書類選考を行うとともに、法学未修者選抜においては、面接も実施し、これらの選抜を通じて、社会の不正義に対する客観的な認識・分析とこれを正そうとする熱意と意欲、すなわちクールな頭脳と温かいハートを備えた人材を評価するよう努めている。

このような学生の受け入れ方針は、本法科大学院のホームページにおいても「入学選抜においては、正義感にあふれ、批判的精神をもって社会および法と格闘する人材を求めています」と示され、具体的な選抜方法とその手続は、法科大学院パンフレットおよび入試要項において公表されている。

本法科大学院においては、入学選抜において、書類選考により、法科大学院適性試験の成績のほか、学部時代の学業成績、社会的活動の実績、本法科大学院の重点領域に関連する資格、本法科大学院及び法曹を志望する理由など、多面的な視点から総合的に評価し、前途有為な人材を選抜している。また、未修者コースでは将来性と多様性に重点を置き、既修者コースでは即戦力の適格性に重点を置いており、法学既修者選抜においては、日弁連法務研究財団主催の「法科大学院既修者試験」（憲法・民法・刑法・民事訴訟法・刑事訴訟法・商法の6科目）の成績の提出を必須としている。また法学検定試験または司法試験択一試験の成績も考慮して、法律基本科目に関する法的知識の修得度を測定している。いずれもこれまでの入試の具体的方法として変更点はない。

法学未修者選抜の筆記試験においては、法律知識を前提としない小論文を課しており、法解釈や判例の知識は問わないが、社会生活を営んでいくうえで求められる法的なセンスや人権感覚、論理的思考力などは積極的に問うこととしている。

そして、小論文と書類選考の第一次選考合格者に対して、面接を行い、社会事象への認識の程度や思考展開力を問う設問などを用意するとともに、本法科大学院を志望する理由やこれまでの職歴や専攻との関連性なども聴き、本法科大学院の厳しい学習に耐えられる資質を有するか、判断している。

法学既修者選抜の筆記試験においては、入学後に単位免除科目となる憲法・民法・刑法・商法の4科目につき論文試験を課すことにより、法的知識の正確性と法的思考の展開力を

考査している。

2010（平成 22）年度入試までは、法学未修者選抜と同様に、法学既修者選抜においても面接を課し、基本的な資質を問うとともに、上記 4 科目を中心に口頭試問を行ってきたが、2011（平成 23）年度入試（2010（平成 22）年 9 月実施）よりこれを廃止した。本学の法学既修者選抜においては、適性試験、「法科大学院既修者試験」、4 科目の論文試験等の多方面からの要素で可否の判定を行うことが可能であり、面接を実施しなくても十分に資質の判定が可能であると判断したからである。

さらに、法科大学院受験者数の大幅減少を踏まえ、一定の質の確保を社会的に求められるようになったことに対応し、2011（平成 23）年度入試（2010（平成 22）年 9 月実施）から最低基準点制度を導入した。

適性試験においては、法学未修者選抜・法学既修者選抜を問わず、総受験者の下位から概ね 15%を目安として最低基準点を決定し、筆記試験の各科目においても、総受験者の下位から概ね 15%を目安として最低基準点を決定した。このため、一部の科目について極端に成績が低い受験生の入学がなくなったため、入学者の質は一定程度担保されることとなった。

なお、本法科大学院の受験資格は、本法科大学院のホームページにおいて、「大学卒業生、ないし卒業見込みの者、もしくは大学卒業生と同等以上の学力を有する者と本法科大学院が認めた者や大学 3 年次に在学している者で、優れた成績を修めた者（いわゆる飛び級）などである。また法科大学院入試を受験するためには、日弁連法務研究財団の実施する「法科大学院適性試験」を受験していなければなりません。」として、この資格に該当する者であれば、誰でも本学入学者選抜を受けることができることを明示している。

根拠・参照資料：

4-1 「法科大学院入学試験要項」

4-2 明治大学法科大学院ホームページ『入学試験』

<http://www.meiji.ac.jp/laws/entrance/syutuganshikaku.html>

入学者選抜における競争性の確保については、下記の表のとおりである。志願者数の減少傾向は続いているが、本法科大学院では一定の競争率はなお維持されている。

現在、入学者定員は、法学未修者 80 名、法学既修者 90 名、合計 170 名としている。

年度	志願者数	合格者数	入学者数
2004	3,188	447	191
2005	2,589	383	209
2006	1,905	506	196
2007	2,311	520	240
2008	2,419	464	178
2009	1,988	499	175

2010	1,207	514	296
2011	1,356	317	100
2012	988	392	131

根拠・参照資料：

4-3 「法科大学院基礎データ」(表13)

実施体制については、毎年4月から5月にかけて、入試等関係常置委員会および教授会を通じて入学者選抜試験への実施体制についての審議を重ね、入試問題作成委員の選定、相互のチェック体制の確認、入試準備作業の策定、入試実施当日の運営体制、試験監督体制、監督者・予備員の配置、およびこれに関する事務体制など多岐にわたる項目について決定・周知を図ることにしており、恒常的・安定的に運営されている。

根拠・参照資料：

4-4 「明治大学法科大学院常置委員会に関する内規」

複数の入学者選抜の実施については、本法科大学院においては、法学未修者選抜と法学既修者選抜を併設しており、書類選考、筆記試験を行うとともに、法学未修者選抜においては面接を課している。

書類選考においては、法科大学院適性試験の成績のほか、学部時代の学業成績、社会的活動の実績、本法科大学院の重点領域に関連する資格、法科大学院及び法曹を志望する理由など、多面的な視点から総合的に評価し、前途有為な人材を選抜している。

未修者コースでは将来性と多様性に重点を置き、既修者コースでは即戦力の適格性に重点を置いている。それゆえ、既修者コースでは、日弁連法務研究財団主催の「法科大学院既修者試験」(憲法・民法・刑法・民事訴訟法・刑事訴訟法・商法の6科目)の成績の提出を必須としている。また法学検定試験または司法試験択一試験の成績も考慮して、法律基本科目に関する法的知識の修得度を測定している。法学未修者選抜の筆記試験では、法律知識を前提としない小論文を課している。ここでは、法解釈や判例の知識は問わないが、社会生活を営んでいくうえで求められる法的なセンスや人権感覚、論理的思考力などは積極的に問うという方針である。未修者コースの第一次選考合格者にはさらに面接を行う。

面接では、社会事象への認識や思考展開力を問うための設問等を用意するとともに、法科大学院を志望する理由とこれまでの職歴や専攻との関連性なども問うことにより、法科大学院の厳しい学習に耐えられる資質を有するか、判断している。

根拠・参照資料：

4-5 「法科大学院入学試験要項」

公平な入学者選抜については、本法科大学院の理念である公平性・開放性・多様性の確保に十分留意している。特に、本学法学部出身者の優先枠を設けるなどの優遇措置は一切講じておらず、他大学出身者も同一の選考基準により、公平に扱っている。また、自校推薦や団体推薦等による優先枠なども設けてはいない。創設以来の入学者における本学出身

者の割合は下表のとおりであり、自校出身者の割合が著しく多いという事態は生じていない。

入学年度	入学者数	明治大学卒	割合
2004	191	30	15.70%
2005	209	52	24.88%
2006	196	34	17.35%
2007	240	47	19.58%
2008	178	46	25.84%
2009	175	42	24.00%
2010	296	59	19.93%
2011	100	21	21.00%
2012	131	20	15.27%

適性試験については、法学未修者選抜・法学既修者選抜ともに、(財)日弁連法務研究財団主催の「法科大学院全国統一適性試験」の受験を出願条件として、これを公表し、適性試験成績を成績判定に含めて総合的に判断している。そして、適性試験の総受験者の下位から概ね15%を目安として最低基準点を設けて、この最低基準点以下は出願条件を満たさない者とする事とし、具体的な最低基準点をホームページ上で公表している。したがって、著しく適性を欠いた学生の受け入れは行っていない。

根拠・参照資料：

4-6 「法科大学院入学試験要項」

4-7 明治大学法科大学院ホームページ『2013年度入学試験における適性試験最低基準点を公開しました』

<http://www.meiji.ac.jp/laws/information/2012/6t5h7p00000cmxg0.html>

法学既修者の認定等については、本法科大学院においては、法学既修者選抜を法学未修者選抜と区別して、実施しており、法学既修者選抜における所定の入試判定を経た合格者を法学既修者として認定することとしている。

また、本法科大学院では、法学既修者を「法学既修者とは、法科大学院における第1年次の授業科目の履修を免除するために十分な実定法に関する基礎的な知識と能力を有し、2年間の修業年限で修了するコースに入学する学生」(入学試験要項)としている。法学既修者選抜における筆記試験は、憲法・刑法・民法・商法の4科目を課しており、各科目の法的知識および理解を問うとともに、論述式を基本とすることにより法的な文書作成能力を評価することとしている。

法学既修者として認定された者は、1年次に配置されている法律基本科目群の必修科目である憲法(統治)、憲法(人権)、民法(総則・契約)、民法(財産権)、民法(損害賠償法)、民法(債権総論)、家族法、商法I、商法II、刑法I、刑法IIの合計28単位が免除される。また、各科目の成績判定においては、適性試験と同様に、最低基準点を導入

し、そのラインは各科目の受験者の下位から概ね 15%を目安としている。そのため、1科目でも最低基準点に満たない受験生は、他の科目の成績がよい場合であっても合格できない取扱いとなっており、法律基本科目を免除するのに不適当な受験生が合格することがないようにしている。

根拠・参照資料：

4-8 「法科大学院入学試験要項」

入学者選抜方法の検証については、本法科大学院においては、入試等関係常置委員会が設置されており、入試選抜の方法およびそのあり方について検討を重ね、改善を続けてきている。その上で、検討結果を教授会に報告し、各方面からの意見を集約した上で改善するように努めている。

根拠・参照資料：

4-9 「明治大学法科大学院常置委員会に関する内規」

入学者の多様性については、本法科大学院は、とくに 21 世紀の日本を担うにふさわしい専門法曹として、「企業法務」、「知的財産」、「ジェンダー」、「環境」及び「医事生命倫理」の 5 分野を中心として、法曹養成教育を展開していることを広く明らかにし、それぞれの分野における実務等経験者への入学動機を喚起するように努めている。

また、本法科大学院が上記の 5 分野における法曹養成教育を展開していることから法学以外の課程履修者を受け入れるように努めているが、司法試験の合格率の状況等もあり、必ずしも当初の想定通りにはなっていない。

なお、入学者選抜の実施状況については、毎年ホームページで公表している。

根拠・参照資料：

4-10 「明治大学法科大学院パンフレット 2013 年度版」

4-11 明治大学法科大学院ホームページ『入学試験結果データ』

<http://www.meiji.ac.jp/laws/entrance/nyushi.html>

入学試験における身体障がい者等への適正な配慮については、事前に身体障がい者等どのような対応が可能か検討し、準備した上で臨んでいる。たとえば、車いす受験の場合は、可動式の机を出入りがしやすい入り口付近に配置し、影響の少ないように配慮し、あるいはパソコン入力のある必要がある場合には、別室を用意するなど入試当日の受験体制に万全を期している。

根拠・参照資料：

4-12 「法科大学院入学試験要項」巻頭

定員管理については、2010（平成 22）年度入試において予想を遙かに超える手続率となったことから、大幅な定員超過となった（法学未修者 160 名、法学既修者 136 名、合計 296 名）。

このため、文科省とも協議の上、2011（平成 23）年度入試において、入学者定員は減少させずに、募集定員を減少させること（法学未修者約 60 名、法学既修者約 60 名、合計 120

名)とし、合格者数決定に際しても、手続率を考慮しつつ慎重な判定を行う方針で臨んだことから、2011(平成23)年度の入学者数は、法学未修者48名、法学既修者52名、合計100名となった。2012(平成24)年度入試では、募集定員を学則に定める入学定員170名としたが、なお慎重な合格判定を経て、入学者は131人となった。

根拠・参照資料：

4-13 「法科大学院基礎データ」(表13)

休学者・退学者の管理については、法科大学院教務等関係常置委員会における検討・承認事項として学籍移動を取扱い、さらに法科大学院教授会における審議事項として取扱うことによって、常時その正確な状況把握に努めている。

休学に際しては、所定の手続の中で理由を明確にしなければならないので、当該学生から事情を聴取したうえで個別的に指導する場合がある。

また本法科大学院は成績不良による退学制度(学則第36条2項)を設けているので、正当な理由なく1年次において必修科目の修得単位数が3分の1以下であった場合、もしくは正当な理由なく2年次において当該学年に配当されている必修科目の修得単位数が3分の1以下であった場合には、当該学生に退学勧告を行うことになっている。この勧告に際しては、当該学生につき十分に時間を取り指導を行うこととしている。とくに実際に退学となった学生に対しても、希望があれば十分に時間を取り当該学生に面談を実施し、きめ細かく相談に乗っている。なお、2009(平成21)年度以前入学者にはこの制度は適用されず、単に成績不良による退学勧告のみが実施されているが、この場合の勧告に際しても同様の指導が行われている。

根拠・参照資料：

4-14 「2012年度法科大学院要項」53頁

4-15 「法科大学院基礎データ」(表16)

特色ある取組みについては、本学が専門法曹として、「企業法務」、「知的財産」、「ジェンダー」、「環境」及び「医事生命倫理」の5分野を重視していることを広くアピールすることに努めている。

根拠・参照資料：

4-16 「明治大学法科大学院パンフレット2013年度版」

4-17 明治大学法科大学院ホームページ『法科大学院入学者の受入方針(アドミッション・ポリシー)』http://www.meiji.ac.jp/laws/policy/law_ap.html

[点検・評価(長所と問題点)]

学生の受け入れ方針、選抜方法及び選抜手続の設定並びに客観的かつ公正な選抜の実施については、公平性、開放性、多様性を主眼とし、ペーパー試験に偏ることなく、多方面から判定するようにしている。特に、書類選考においては、法務研究財団の適性試験、既修者には法務研究財団既修者試験を活用して客観的な基準を用いるとともに、志願理由や

経歴，社会的活動，面接（2011（平成 23）年度入試から未修者コースのみ）における応答能力なども含めて，総合的に，かつ丁寧に入試を行っていると評価できる。

また，入学試験において導入された最低基準点制度は，各科目の一定水準以下の受験生を入学させない措置であるが，下位 15%程度が適切か否かは今後問題になりうる。特に，既修者コース筆記試験においては，各科目の出題内容・レベルに応じて差異があるため，なお検討を要するであろうし，入学後の成績状況も勘案する必要がある。

公平な入学者選抜については，本法科大学院では，公平性及び開放性という視点から，特に自校出身者を優遇することなく，志願者を公平に扱っている。2012（平成 24）年度入試においても明治出身者は 15.27%であり，その他の出身大学も極めて多様な構成となっており，基本的な傾向は変わっていない。

入学者の多様性については，法科大学院設立から 7 年を経過した現在，新司法試験の合格者数が当初予想より低く抑えられ，未修者の合格率が伸び悩む中で，弁護士事務所のほか，企業や官庁などへの受け入れ体制が必ずしも十分でないなど当初予想とは明らかに異なる展開が見られる。この状況を踏まえてか，法科大学院全体の受験者人口も年々減少してきている（適性試験受験者数が大学入試センターでは 2003（平成 15）年度 35,521 人であったのが，2010（平成 22）年度で 7,909 人となり，日弁連法務研究財団では 2003（平成 15）年度 18,355 人であったのが，2011（平成 23）年度で 13,332 人となっている。）。さらに，未修者に占める法学部出身者の割合は 2012（平成 24）年度入学者では約 76.9%に上っている。このことは法科大学院の設立趣旨から見て大きな問題であろう。このような環境変化に対応する選抜制度改革として，2010（平成 22）年度入試から定員を 170 名（既修者 90 名，未修者 80 名）としたが，他方で大幅な入学者増となった。他校の定員削減の影響や，受験校の減少，他校の入試制度変更など変動要因が多くなり，また受験生の指向に大きな変化も見られるようである。適正な人数確保を図ると同時に，質の維持も入学段階で確保することができるように，2011（平成 23）年度入試では募集定員を 120 名としつつ，慎重な合格判定ならびに最低基準点制度導入による質の確保を図り，結果合計 100 名の入学者となった。2012（平成 24）年度入試では，募集定員を元通りにしたが，なお慎重な合格判定を経て，131 人となった。

[将来への取組み・まとめ]

学生の受け入れ方針，選抜方法及び選抜手続の設定並びに客観的かつ公正な選抜の実施については，公平性，開放性，多様性を主眼とし，多方面から判定する現在の選抜方法について堅持する。

入学試験において導入された最低基準点制度については，入学後の成績状況等の勘案しつつ，検討を継続する。

公平な入学者選抜については，本法科大学院では，公平性及び開放性という視点から，特に自校出身者を優遇することなく，志願者を公平に扱っており，その方針を堅持しつつ，

勉強意欲の高い学生の入学者を増やすための方策についても検討を行う。

入学者の多様性については、本法科大学院の「企業法務」、「知的財産」、「ジェンダー」、「環境」及び「医事生命倫理」の5分野の専門法曹養成を積極的に広報し、勉強意欲にあふれ、多様なバックグラウンドを有する志願者を確保することができるように努力する。

5 学生生活への支援

[現状の説明]

学生の心身の健康の保持については、本大学院においては、大学全体の施設として、診療所（医師が常駐し、診療・健康診断・健康相談が受けられる）及び学生相談室（教員・臨床心理士・精神科医・弁護士が交代で相談を担当）が存在する。

根拠・参照資料：

5-1 「学生健康保険のしおり」

5-2 「学生相談室案内」

ハラスメントへの対応については、大学全体の規程として、「明治大学キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程」及び「キャンパス・ハラスメントの防止等に関するガイドライン」が設けられており、この規程に基づき、キャンパス・ハラスメント相談室が設置されている。入学ガイダンスの際に、キャンパス・ハラスメント相談室作成の「ハラスメントのないキャンパスへ」というパンフレットを学生に配布し、学生に説明するとともに、関連ポスターを学内に掲示して、規程およびキャンパス・ハラスメント相談室の周知徹底を図っている。

根拠・参照資料：

5-3 「明治大学キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程」

5-4 「キャンパス・ハラスメントの防止等に関するガイドライン」

5-5 「ハラスメントのないキャンパスへ」

学生への経済的支援については、日本学生支援機構の奨学金（第1種、第2種）以外に、本学独自の奨学金制度として、明治大学法科大学院給費奨学金（授業料相当額給付）及び明治大学校友会奨学金が従来から用意されていた。2011（平成23）年度に明治大学法科大学院給費奨学金制度を改正し、既修者コース新生を対象とした給費奨学金A（授業料相当額給付）、既修者コース・未修者コース新生を対象とした給費奨学金B（50万円給付）、給費奨学金（在学生）（50万円を上限に給付）の3種類とし、支給総額を拡充した。

上記以外の民間団体による奨学金奨学生の募集についても、すみやかに掲示し、教員が推薦状を書くなどして学生の奨学金制度利用、獲得の機会拡大に努めている。

これら各種奨学金奨学生の選考・運用及び学生支援機構奨学金（第1種）返還免除候補者の選考については、各奨学金規程における給付基準に加え、本法科大学院内での選考内規等を整備し、それに基づき受給者を教授会で決定するなど、奨学金制度の厳正かつ公正な運用を行っており、明治大学給費奨学金の受給者に対しては、前期に集団面接、後期に個別面接を実施している。

また、学生の勉学を奨励するため、学則第49条に基づき、2008（平成20）年度から、学生表彰制度を新設し、「明治大学法科大学院における成績優秀者の表彰に関する内規」を制定した。2011（平成23）年度については、①法科大学院振興基金を原資とした表彰制度（入学から2年次前期までに履修した全科目の成績（GPA）が優秀な学生を、法科大学

院長が顕彰し、併せて副賞として金一封（5万円）および六法を贈呈，対象者は既修者コース・未修者コースから合わせて約20名），②寄付講座の寄付金を原資とした表彰制度（入学から3年次前期までに履修した全科目の成績（GPA）が優秀な学生を，法科大学院長が顕彰し、併せて副賞として金一封（10万円）を贈呈，対象者は既修者コース・未修者コースから合わせて約20名）が存在する。

根拠・参照資料：

5-6 「明治大学法科大学院パンフレット 2013年度版」46頁

5-7 「奨学金情報誌 assist」

5-8 「明治大学法科大学院における成績優秀者の表彰に関する内規」

5-9 「明治大学法科大学院振興基金成績優秀者の表彰に関する内規」

身体障がい者等への配慮については、本学の学内施設は、原則としてバリアフリーとなっている。また、入学試験受験前から個別に状況を把握し、入学後の学習に支障がないように配慮している。

根拠・参照資料：

5-10 「法科大学院入学試験要項」巻頭

進路についての相談体制については、2011（平成23）年度からキャリア・ガイダンスの内容をより一層充実させ、以下のキャリア・ガイダンスを行った。

- ① 2011（平成23）年5月19日裁判官ガイダンス
- ② 2011（平成23）年6月18日企業法務ガイダンス
- ③ 2011（平成23）年10月11日外国法事務弁護士ガイダンス
- ④ 2011（平成23）年11月21日検察官ガイダンス
- ⑤ 2011（平成23）年12月12日企業法務（外資系）ガイダンス
- ⑥ 2012（平成23）年1月19日外国人法廷弁護士ガイダンス

根拠・参照資料：

5-11 2011年度明治大学法科大学院キャリアガイダンス一覧

特色ある取組みについては、まず、教育補助講師の制度がある。弁護士や非常勤講師等の資格を持つ者を教育補助講師として採用し、学生にとって身近に相談できる環境を整えている。

また、「学生の意見を聞く会」を開催し、年に2回、学生の意見を聞く機会を設け、施設面も含めたさまざまな意見を聞き、教育内容の改善に加え、施設の改善への要望の提出に役立っている。学生の意見及びそれへの対応については、公開している。

さらに、本法科大学院には、常置委員会の一つとして学生指導関係常置委員会が設置されており、学生生活・奨学金・修了者フォローアップ・明大法曹界との連携と、多様な視点から広く学生生活の支援を取り扱っている。

根拠・参照資料：

5-12 「教育補助講師勤務日程表」

[点検・評価（長所と問題点）]

学生の心身の健康の保持については、大学の施設として診療所及び学生相談室が整備されているため、専門家による十分な相談・支援体制の恩恵が受けられる。

ハラスメントへの対応については、各種ハラスメントに関する規程および相談体制は十分に整備・運用されているため、入学後も継続して学生への周知を図る必要がある。

学生への経済的支援については、奨学金制度の拡充に努めており、2011（平成 23）年度には新たに明治大学法科大学院給費奨学金（在学学生）を創設し、入学時の成績で給付が決定される奨学金とは別に、在学時の勉学への取り組みを評価して奨学金を給付することとした。このため、希望者のほぼ全員が何らかの奨学金を受け、給付を受けている学生の率は高い。他方、奨学金の返済は、法科大学院修了後、司法試験の受験、合格後の1年間の司法修習と収入がない状態が継続する修了生にとっては重たい負担となっている。

身体障がい者等への配慮については、法科大学院における授業科目の特性を考慮すると、障がいの性質・内容によっては、施設がバリアフリーであるというだけでは十分な対応とはいえない。

進路についての相談体制については、現役の第一線で活躍している実務家によるキャリア・ガイダンスを実施し、学生からも非常に好評で、キャリアについて具体的に考える機会となり、法曹となるモチベーションが高まったという感想が寄せられている。他方、修了生の就職活動の相談・支援体制について検討する委員会として、キャリア支援検討プロジェクトチーム設置したところであるが、具体的な活動は端緒についたばかりである。

特色ある取組みについては、多様な視点から学生の声・ニーズを吸い上げようとしている。また、教育補助講師の利用率は高く、学生と教員のかげ橋として重要な役割を果たしているが教育補助講師に対する需要の高さから、より一層手厚い体制としたい。

[将来への取組み・まとめ]

学生の心身の健康の保持については、法科大学院固有の問題を迅速に察知し、解決できるような体制を工夫する必要がある。

ハラスメントへの対応については、入学後の一層の周知・徹底の方法を検討する必要がある。

学生への経済的支援については、修了後の返還負担軽減を視野に入れた、奨学金のさらなる質的・量的拡充を検討する必要がある。

身体障がい者等への配慮については、施設面はもとより、施設面以外の支援体制について検討する必要がある。

進路についての相談体制については、キャリア・ガイダンスのさらなる拡充をはかると同時に、前述した設置された委員会を中心として、修了生に対する相談体制の整備に早急

に取り組む必要がある。

特色ある取組みについては、教育補助講師の一層の拡充及び教員と教育補助講師との綿密な連携を促進する必要がある。

6 施設・設備, 図書館

[現状の説明]

教育形態に即した施設・設備については、本法科大学院においては、高度の専門知識を備えた実務法曹の養成という法科大学院の教育目的に資するため十分に整備されている。

まず、教室であるが、本法科大学院のほぼすべての授業を行っている駿河台キャンパス内「アカデミーコモン」の8～10階に講義室8室（約60名収容教室5室，約100名以上収容教室3室），演習室15室（約30名収容），合計23室（総計1,291.52㎡）が整備され，各曜日時限の開講コマ数及び履修者数に対して，教室数及び教室規模も適切に割り振られている。教室の教卓パソコンには，プレゼンテーションソフトがインストールされていて，講義・演習等で利用されている。（プレゼンテーション設備のパーソナルコンピュータは概ね3年程度でリプレイスを行い，整備している。プレゼンテーション設備として，パソコンのほか，DVDプレイヤー，CDプレイヤー，ビデオテープ，書画カメラ等が配置されている。）

なお，本法科大学院における授業の多くは演習室を利用しているが，ディスカッションに適した口の字型のテーブル配置となっている他，教室に設置されている視聴覚機器を有効に活用し，視聴覚的に工夫された様式と内容をとることにより，教育効果のさらなる向上を図っている。

また，模擬裁判，実践的なディベート等に利用するための施設として，模擬法廷（法廷教室）が設けられており，司法研修所の合議法廷をモデルにして設計された（約177㎡）。模擬法廷内には，裁判官・裁判員席，原告・被告席（代理人席）（刑事の場合，検察官席・弁護人席，被告人席），証言台，書記官席，速記官席，廷吏席，傍聴席（聴講席：82席）等が設けられ，法廷に隣接して，合議のための合議室，調停室，証人のための控え室等も設けられている。なお，模擬法廷には，LAN設備が完備されているほか，TVカメラ3台，液晶プロジェクター等最先端の機器が備えられている（模擬法廷は駿河台C地区再開発に伴い，2010（平成22）年度後期から猿楽町第2校舎に仮移転している）。

次に，図書スペースであるが，研究棟地下1階に，法律学に特化した専門図書館である「ローライブラリー」が設けられている。

なお，ローライブラリーのスペースに限りがあることに鑑み，本法科大学院では，学習用・研究用情報についての支援・サービスの提供に重点を置いており，学生は，情報端末を完備した院生共同研究室で自習を行うことが可能である。

根拠・参照資料：

6-1 「明治大学法科大学院パンフレット2013年度版」22～23頁

6-2 「図書館利用案内2012」

自習スペースについては，本法科大学院の学生が自主的に学習できる大学院生共同研究室として，駿河台キャンパス14号館2・3階に個別ブース形式で収容定員を超える580席を確保し，ネットワーク環境のためのPCコンセントが取り付けられており，「E-learning

自主学习教育システム」またTKCやLICといったウェブページ上での法令、判例検索、データベース、逐次刊行物などの利用環境が整えられている。14号館の2階にディスカッションルーム3室と教育補助講師室、4階にディスカッションルーム1室と他研究科と共用の14号館院生共用ラウンジが設置されている。大学院共同研究室は、年末年始及び大学が指定する特定の休日を除き、7時から23時まで利用可能であり、授業時間帯はもとより、授業時間帯以外の時間における学習を十分に可能なものとしている。

根拠・参照資料：

6-3 「明治大学法科大学院パンフレット 2013年度版」22～23頁

6-4 「2012年度法科大学院要項」7, 54頁

6-5 「14号館大学院学生共同研究室利用内規」

6-6 「14号館大学院学生共同研究室ロッカー貸出内規」

研究室の整備については、専任教員（特任教員を含む。）のための個人研究室が完備されており、パソコンネットワーク、電話、冷暖房設備、壁面書架等、十分な教育・研究環境が用意されている。本法科大学院関係では、専任教員53名（特任教員14名を含む。）に個人研究室が割り当てられている。個人研究室は平日・週末を問わず入退出が可能であり、専属の警備員が常駐し、防犯カメラを設置するなど安心して研究する環境が整備されている。

根拠・参照資料：

6-7 「法科大学院基礎データ」（表21）

情報関連設備及び人的体制については、教育支援システム「Oh-o!Meiji システム」があり、学生は、ウェブページ上で科目のシラバス閲覧やレポート提出を行うことができ、教員は、課題レポートの評価を行うなど、双方向のコミュニケーションが可能になっている。また、学生への教員への連絡や事務からのお知らせ配信等も可能であり、携帯電話への転送サービスにも対応しているため、校舎内の掲示板を見ずとも情報を収集することができる。また、キャンパス内の12号館内にもパソコン及びプリンターを常設した実習室が設けられており、アシスタントも待機しているため、学生からのパソコンに関する質問にも迅速に対応できる体制が整えられている。

根拠・参照資料：

6-8 「2012年度法科大学院要項」59～66頁

6-9 「明治大学の情報サービス」

身体障がい者等への配慮については、大学全体のバリアフリー化の方針に基づいて施設・設備が整備されており、具体的な要望があった場合には、可能な限り改善を行っている。本法科大学院が主に授業を行うアカデミーコモンは、2004（平成16）年に竣工した本学最新の教育・研究用施設のひとつであり、バリアフリーにも完全に対応している。

施設・設備の維持・充実については、講義室及び演習室に配備されているプレゼンテーション設備のパーソナルコンピュータは、概ね3年ごとにリプレイスが行われ、整備され

ている。なお、プレゼンテーション設備として、パーソナルコンピュータのほか、DVDプレーヤー、CDプレーヤー、ビデオテープ、書画カメラ等が配置されており、視覚的及び聴覚的にもすぐれた教育提供が可能とされており、相応の教育効果を達成できる。

図書等の整備については、以下のとおりである。本学図書館は、中央図書館、和泉図書館、生田図書館の3館から構成され、各館はそれぞれの位置づけに基づき、自立的に学習用資料の選書及び利用者サービスを行なっている。研究用図書についてはそれぞれの分野の専門研究者である教員が選書を行っている。図書館運営は、各学部教員により構成される図書委員会が図書館長からの諮問を受け、諸々の事項を決定している。

また、図書委員会のもとに収書構成、利用者サービス等図書館活動に関わる各種課題を検討する小委員会を設け、それぞれの問題に関する検討を行っている。近年の情報・ネットワーク技術により、従来の紙媒体資料に加え、電子的形態の資料が急激に増加しつつある。したがってこれら資料の収集、コンピュータ、ネットワークといった情報提供環境の整備・充実を図っており、書庫の利用者への開放を実現し、図書館の蔵書の殆どについてブラウジングによる利用が可能になっている。

また、図書館では、資料購入予算約7億円を「学術専門図書費」「学習用図書費」「逐次刊行物費」「電子的資料費」に大枠で分け、図書委員・図書館員により構成される「収書委員会」「電子資料委員会」「特別資料選定委員会」「教員による学習用図書選書委員会」等、委員会形式の恒常的な選書体制を整え、体系的な資料の収集に努めている。2012（平成24）年3月31日現在の大学全体の蔵書数は2,421,387冊、講読雑誌タイトル数は7,071、うち法律関係蔵書数は172,416冊、講読雑誌タイトル数は1,073となっている。なお、電子的資料については、国内外の52件の外部データベース、76件の電子ジャーナルを契約し、多種多様な情報提供を実現している。

施設・座席数・開館状況・貸出状況（2012.3.31現在）

	中央図書館	ローライブラリー
総延べ面積(m ²)	12,485	279
収容可能冊数	990,611	23,305
総閲覧座席数	1,278	53
年間開館総日数	338	344
館外貸出冊数	200,142	5,561
入館者数	874,435	16,730

根拠・参照資料：

6-10 「図書館利用案内2012」

開館時間については、中央図書館は冬季休業中の開館日拡大の実現により年間338日（2011（平成23）年度）開館しており、これは私立大学図書館としては有数の日数である。

根拠・参照資料：

6-11 「図書館利用案内2012」

国内外の法科大学院等との相互利用については、国立情報学研究所の学術情報システムに参加することによって他大学とのシステムの連携が大きく進展しており、「図書館ポータルシステム」を構築したため、利用者はインターネットを通じて資料の貸出予約、取寄せ依頼、自身の利用状況の把握などが可能になっている。

なお、他大学との協力については、本学、法政大学、明治学院大学、学習院大学、東洋大学、青山学院大学、國學院大学、立教大学の8大学で「山手線沿線私立大学図書館コンソーシアム」を形成し、相互の教職員学生が各大学の図書館を利用できる体制が構築され、本学図書館はコンソーシアム8大学のうち最も他大学から利用される図書館となっている。

根拠・参照資料：

6-12 「図書館利用案内2012」

特色ある取組みについては、本法科大学院は、現代社会において最も重要とされる「企業関係法務」、「知的財産関係法務」、「環境関係法務」、「医事・生命倫理関係法務」、「ジェンダー関係法務」の5分野に係わる「専門」法曹を目指す学生に対する基礎的法学教育に重点を置いており、それらを研究面からバックアップする施設として14号館2階に環境法セクション、知的財産法セクション、ジェンダー法セクション、医事・生命倫理関係法務セクションの4室のリサーチ・センターを整備し、学外研究資金の確保をはかりつつ、研究活動を展開している。

根拠・参照資料：

6-13 「明治大学法科大学院専門法曹養成研究教育センター設置要綱」

6-14 「2012年度法科大学院要項」6頁

[点検・評価（長所と問題点）]

教育形態に即した施設・設備については、高度の専門知識を備えた実務法曹の養成という法科大学院の教育目的に資するために、講義室、演習室は十分に整備されており、教育・研究機器も充実している。さらに、アカデミーコモン10階には講師控室が整備されており、専従の職員2名が配置されるとともに、コピー機、印刷機、六法をはじめ各種辞書類等を設置しており、講義準備や教員間の打ち合わせに活用されており、「オープンプリンター」と呼ばれるインターネットを介して印刷指示を送ることができる機器を各校舎に設置し、個人所有のパソコンからでも文書の出力をすることが可能となっている。

自習スペースについては、14号館に、大学院生共同研究室を設け、ネット環境のためのPCコンセントが取り付けられた個別ブース方式による学習スペースを完備しているほか、個人ロッカーを設置している。大学院共同研究室は年末年始及び大学が指定する特定の休日を除き、7時から23時まで使用可能となっており、授業時間帯はもとより、授業時間帯以外の時間における学習を十分に可能とさせている。また、14号館には教育補助講師室、

ディスカッションルーム4室，他研究科と共用の院生共用ラウンジが整備されている。ただし，ディスカッションルームの不足，院生共用ラウンジの狭あいが学生から指摘されている。

なお，修了生から3月下旬から5月の新司法試験受験までの間，学習スペースの提供を求められていたことへの対応として，2008（平成20）年度修了生より本学の法制研究所に入所することにより，一人1ブースの学習スペースが提供されることとなった。

研究室の整備については，従来は専任教員に加え，特任教員にも個人研究室（個室）が用意されていたが，大学全体の専任教員の任用の増加により，新規任用される特任教員については共同研究室とせざるを得ない状況にある。現在の個人研究室についても極めて狭あいであり，書籍等の置き場所が限られている。

図書等の整備については，法科大学院専門の独立したローライブラリーが設置され，相当数の蔵書があり，データベースや通信施設も整っており，専門の司書も常駐し，法科大学院の学生が利用しやすい体制がとられており，大学の中央図書館とも近接している。また，ローライブラリーは，日曜日も開室し，月末の整理閉館日をなくし，ほぼ毎日開館しており，学生の利用状況も非常に良好であり，手続きをとった修了生の利用も認めており，修了後にもライブラリー機能，研究機能が期待されている。ただし，ローライブラリーは，中央図書館と隣接しているが，法科大学院の授業，演習が行われるアカデミーコモン及び14号館の法科大学院学生共同研究室から多少距離があり，学生からは，設置場所を変更する要望も出ている。

一方で，近年の情報・ネットワーク技術により，従来の紙媒体資料に加え，電子的形態の資料が急激に増加しつつある。したがってこれら資料の収集，コンピュータ，ネットワークといった情報提供環境の整備・充実を図っているが，大きな課題として，近年の外国雑誌年平均約5～8%の値上りにより，資料購入予算に占める逐次刊行物費の比重の増加がある。

また，書庫の利用者への開放を実現し，図書館の蔵書の殆どについてブラウジングによる利用が可能になっており，中央図書館は日曜日も開室し，月末整理日をなくすなど，ほぼ毎日開館しており，利用状況も非常に良好である。

なお，法律図書館としての機能をより充実・発展させることを目的にした連絡会議体である「法律図書館連絡会（略称：法図連）」に加盟しており，加盟間相互の連携をはかっている。

図書館利用者用座席数の不足については，図書館の面積に限りがあるため大幅な増加は現在のところ困難であるため，図書館外から図書館資料をある程度利用可能にする電子図書館システムの充実を図り，図書館利用者に対する改善の一助としてきた。

[将来への取組み・まとめ]

教育形態に即した施設・設備については，個々の施設・設備にはそれほど問題はないが，

すべて施設・設備が一つの建物内に配置されていないため、移動に多少の時間を要している。大学全体の施設関係に係わることであり、早期の実現は困難であるが、法科大学院独立棟の建設を年度計画書の中で長期的課題として要望している。

大学全体の施設関係に係わることであり、早期の改善は困難であるが、法科大学院独立棟の建設が長期的課題といえよう。

図書等の整備については、資料購入予算に占める逐次刊行物費の比重の増加に対しては、より値上がり率の低い電子ジャーナルへの契約変更、逐次刊行物の厳密な評価による取捨選択、大学図書館コンソーシアム連合（JUSTICE）を通じての出版社との価格交渉、JUSTICE 契約の推進を行っている。これらは今後も継続し、また価格高騰へのさらなる対処方法を探らなければならない。また、現状の開館時間及び開館日数を維持することとする。

7 事務組織

[現状の説明]

適切な事務組織の整備については、専門職大学院事務室に、事務長1名、法科大学院専任職員として4名及び非正規職員2名のほか、事務室に隣接する講師控室に2名、専任教員の研究室がある建物の中の14号館共同研究室に2名が配置されており、十分な事務組織を有している。専門職大学院としての本法科大学院が有する教育上の特殊性（高度専門職業人の育成）を鑑み、既存の学部や研究科運営とは大きく異なる点が少なからず存在しており、専門職大学院担当事務にも従来以上の高度性や専門性が求められているが、本法科大学院においては、こうした要請にも的確に対応できるようつねに努力、工夫を図っている。

根拠・参照資料：

7-1 「事務組織図」

事務組織と教学組織との関係については、法科大学院の管理運営を支援する専任職員が日常的に教員と連絡調整を行いながら業務を遂行しており、教授会をはじめ、執行委員会及び常置委員会等法科大学院内のすべての委員会に出席することで、有機的な連携を実現している。

事務組織の役割については、法科大学院専任職員は、本法科大学院の多様な活動の初期段階から教員と協働し、教授会をはじめ、執行委員会、常置委員会等法科大学院内のすべての委員会に出席し、企画・立案に止まらず、意思決定にも重要な働きを行っている。

事務組織の機能強化のための取組みについては、大学全体の方針に沿って、工夫・改善が行われており、定期的実施される職員対象の各種啓発講座やスキル向上のための研修会等への事務職員が参加している。研修制度は、第一種研修（職場研修・階層別研修：大学主催）、第二種研修（学外団体が主催する研修及び国内の大学院修士課程等に在学する大学院研修等）が制度化されている。

特色ある取組みについては、特記すべき事項はない。

[点検・評価（長所と問題点）]

適切な事務組織の整備については、事務職員は学生の多種多様なニーズに対応するために、学生のみならず、教員とのコミュニケーションも密にしながら、円滑に事務運営を行っており、本法科大学院の開設時は学生から事務の対応へのクレームが散見されたが、学生の多種多様なニーズに対応可能な体制を整えた結果、現在ではクレームはほとんど聞かなくなった。しかし、現在の職員数は、本法科大学院の開設時から増加しておらず、学生に対するきめ細かな対応、本法科大学院の外部資金獲得に伴う関連業務等の増加等により、個々の職員への負担増につながっていることが懸念される。

[将来への取組み・まとめ]

適切な事務組織の整備については、各職員の大幅なスキル・アップと献身的な時間配分により、全業務量をこなしているのが実情で、このような状態を今後も継続することには限界があり、本法科大学院の関連業務の全体量を考慮すると、職員数の増加が是非とも望まれる。

8 管理運営

[現状の説明]

管理運営体制等については、本法科大学院においては、管理運営のために「明治大学法科大学院学則」（以下「学則」という）、「明治大学法科大学院教授会規程」（以下「教授会規程」という）及び「明治大学法科大学院常置委員会に関する内規」（以下「常置委員会内規」という）を有しており、これらの規則に従って、管理運営されている。

本法科大学院においては、最高意思決定機関として教授会が設置され（学則第10条第1項）、重要事項を決定している。教授会は、原則として毎月1回、法科大学院長の招集によって開催され、法科大学院長が議長を務めている。教授会の構成員は、①専任教授及び専任として任用される特任教授（学則第10条第3項）であるが、②専任准教授等（学則第10条第4項）、③専任とみなされて任用された特任教授、及び、④本法科大学院の科目担当教員（実務家でない特任教員、客員教授、兼任教員・兼任教員）も、カリキュラム編成、学生の身分及び試験に関する事項については、教授会の議決に加わることができるとされている（学則第10条第6項。この場合の教授会を「拡大教授会」という）。教授会の決議事項は、カリキュラム編成その他教育に関する事項、入退学・修了認定その他学生に関する事項、教員の任用その他人事に関する事項などの重要事項である（学則第11条）。

法科大学院長は、本法科大学院の校務全般をつかさどるために置かれ、任期2年とされている（学則第9条）。法科大学院長は、2010（平成22）年4月1日から河内隆史が就任している。本法科大学院は、その設置を決定した2001（平成13）年7月14日の明治大学連合教授会で、学部基礎を置く従来の大学院（研究者養成型大学院）とは独立の大学院として、学部並みに扱うことが承認されていたにもかかわらず、長らく学部並みの扱いを受けず、法科大学院長は、教学の最高の意思決定機関である学部長会のメンバーになっていなかった。法科大学院からの度重なる働きかけの結果、2008（平成20）年度から、3大学院制が全学的に確認され、法科大学院長は専門職大学院長とともに学部長会の構成員となった。

また本法科大学院には、運営の円滑化を図るため、法科大学院長の下に、6つの常置委員会が設置され、教授会から委託された教授会の決議事項を先議し、教授会に報告し、その承認を得ることを任務としている（教授会規程第12条）。常置委員会とその権限（常置委員会内規第3条）及び2012（平成24）年度の委員長は、次のとおりである。

- ② 事関係常置委員会：人事計画の策定、教員人事に関する事項（法科大学院長兼務）
- ② 教育等関係常置委員会：教育課程の編成・変更等に関する事項（中山幸二）
- ③ 試等関係常置委員会：入学者選抜に関する事項（中山知己）
- ④ 務等関係常置委員会：学生の休退学、進級・修了認定に関する事項（阿部力也）
- ⑤ 学生指導関係常置委員会：学生の育英・奨学及び賞罰、学生処分等に関する事項（江島晶子）
- ⑥ 教員研究研修関係常置委員会：教員の研究・研修等に関する事項（熊谷健一）

そして、本法科大学院においては、法科大学院長及び各常置委員会委員長を執行委員と

し、教授会に先立って執行委員会を開催し、各常置委員会から報告された事項を整理し、教授会への上程を決定している。

なお、本法科大学院には、認証評価委員会、自己点検・評価委員会、寄付講座運営委員会、法科大学院振興基金運営委員会が設置されている。

根拠・参照資料：

- 8-1 「明治大学法科大学院学則」
- 8-2 「明治大学法科大学院教授会規程」
- 8-3 「明治大学法科大学院常置委員会に関する内規」
- 8-4 「明治大学法科大学院認証評価委員会規程」
- 8-5 「明治大学法科大学院自己点検・評価委員会規程」
- 8-6 「明治大学法科大学院振興基金規程」
- 8-7 「明治大学法科大学院運営組織」

法科大学院固有の専任教員組織の長の任免については、本法科大学院においては、法科大学院固有の管理運営を行う専任教員組織の長は法科大学院長であり、その選出にあたっては、「明治大学法科大学院長候補者選考内規」に基づき、教授会において、教授会員の3分の2以上が出席し、出席した教授会員の過半数の賛成により法科大学院長候補者が選出され、理事会の議を経て決定される。法科大学院固有の管理運営を行う専任教員組織の長の任免等は適切に行われている。

根拠・参照資料：

- 8-8 「明治大学法科大学院長候補者選考内規」

関係学部・研究科等との連携については、本法科大学院においては、本学法学部及び大学院法学研究科の執行部との間で年に数回、連絡協議会を開催している。この連絡協議会のほか、法分野ごとに関係教員が集まって相談・協議するという体制がある。法学部には法曹コースが設けられており、法科大学院進学を目指す学部生の教育を行っている。また大学院法学研究科は、研究者養成を担っており、法科大学院における研究・教育を補助するための制度である教育補助講師、RA及びTAの人材を提供している。法科大学院の教員は、法学部その他の学部及び大学院法学研究科の授業を担当するとともに、法学部教員が法科大学院の授業を担当することにより、相互の授業内容や教育の在り方について教員間の理解が深められている。司法試験に合格した法科大学院修了生については、博士後期課程の入学試験において、外国語科目を1科目免除するという措置が講じられている。法科大学院と法学部・大学院法学研究科との連携・役割分担はそれなりに順調であるが、なお一層の連携強化に向けて、制度の改善を検討している。

根拠・参照資料：

- 8-9 「大学院募集要項」

財政基盤の確保については、本学における学部・大学院等における教育・研究目的を実践するための具体的な財源確保は、それぞれの教育・研究に関わる中・長期計画を策定し、必要な財源を予算化することから始まる。「各年度学長の『教育・研究年度計画書』作成

スケジュール」に従って、7月に設定される学長・副学長・教務理事・学務理事等による学長ヒアリングを通じて必要な財源について説明を行う。学長は、この計画に対し、教室内における調整およびプライオリティを判断し、「学校法人明治大学予算管理要領」第4条に基づき、9月に『学長の教育・研究に関する年度計画書』を作成して理事長に提出する。その後、理事会の予算編成方針に基づいて作成・提出された各学部の予定経費要求書（本学では、教育・研究活動の重点的活性化策と教育環境整備充実策を図るため、予定経費を「経常経費」「収入支出関連経費」「政策経費」に区分している。）を理事会が審議し、評議員会の議を経て予算案、すなわち配分予算が決定される。本法科大学院についても、財政上の意見を表明する機会が制度的に担保されており、学生生徒等納付金収入、手数料収入等の収入を教育活動等の維持及び向上を図るために使用することができるように予算を確保している。本法科大学院の教育活動等に充てられている経費は、法科大学院が考える水準の経費に対してなお十分であるとは言いがたいが、教育・研究活動の環境整備のための財政基盤と資金の確保は、一応の水準に達しているものとする。

特色ある取組みとしては、本法科大学院においては、2004（平成16）年度の開学から5年間JASRACの指定寄付に基づき、知的財産法のシンポジウムを開催し、その内容を出版している。2008（平成20）年度からの3年間は、第一生命保険相互会社及び株式会社損害保険ジャパンの両社からの指定寄付に基づき、保険法に関するシンポジウム及び保険法公開講座を実施し、年度末には全講座内容を網羅した『講義録』を発刊した。2011（平成23）年度は、新たな団体からの指定寄付に基づき、「民法（債権法）の動向」をテーマに公開講座を実施し、前期（10回）は、債権総論と代理に関わる部分を中心に、後期（10回）は、債権各論のうちの契約に関わる部分と時効・意思表示に関わる部分を中心に実施し、年度末には全講座内容を網羅した『講義録』を発刊した。また各寄付講座からの財源に基づき、教員の研究助成及び優秀な成績を収めた学生に対する表彰制度を実施している。2008（平成20）年度には、寄付講座運営委員会を設置し、組織的に寄付講座の管理・運営を行っている。

また法科大学院振興基金を設置し、明大法曹会、明大卒業生、教員、寄付講座からの繰越金等を財源として、優秀な成績を収めた学生に対する表彰制度、学生による論文集発刊の助成、新入生歓迎会・修了生送別会・司法試験合祝賀会等のパーティーの実施、本法科大学院同窓会への支援などの事業を行っている。

根拠・参照資料：

8-10 明治大学法科大学院ホームページ『過年度寄付講座一覧』

http://www.meiji.ac.jp/laws/chair/kihukoza_rireki.html

8-11 明治大学法科大学院ホームページ『2012年度寄附講座「民法（債権法）改正の動向」』

http://www.meiji.ac.jp/laws/chair/copy_of_copy_of_kihukoza_top12.html

8-12 「明治大学法科大学院振興基金規程」

[点検・評価（長所と問題点）]

法科大学院の管理・運営に関する規程は整備されており、諸規程に基づいた管理運営が行われている。法科大学院の教授会自治が遵守されており、財政基盤についても、全学的な手続に基づいて確保されている。法科大学院の設置を短期間に進めるため、全学的な制度・組織に対して距離を置き、独自のルールに従った運営を行ってきたきらいがある。今後は、他の学部・大学院等との協力体制を一層推進する必要がある。

[将来への取組み・まとめ]

法科大学院の置かれている環境は、本法科大学院だけに留まらず、全国的に見てきわめて厳しい状況にある。司法試験合格者にとっても、司法修習における貸与制や就職の困難など、将来に対する不安が大きい。そのため法曹志望者が激減しており、優秀な人材の確保が困難になっているので、法学部との協力の下に、学部生に対して法曹や法科大学院についての理解を広げる機会を多く設けていく。公開講座の開催や昨年度実施した被災地ボランティア等を通して、社会に対して法科大学院の意義を積極的に訴えていく。

9 点検・評価等

[現状の説明]

自己点検・評価については、本学は、1991年の大学設置基準の改正を受け、翌1992年に「教育研究活動等の状況について自ら点検し、評価する」ことを学則に明示する等、いち早く取り組みをはじめ、毎年度、自己点検・評価を行い、全学に設けられた学長を委員長とする「自己点検・評価委員会」において、外部認証評価機関における指摘事項について、具体的な改善を実行するための「改善アクションプラン」制度を創設し、全学的な改革・改善を推進している。本法科大学院においても、このような全学の自己点検・評価に関する方針を踏襲し、開設以来、積極的な自己点検・評価を実施している。

本法科大学院においては、法科大学院長を委員長とする認証評価委員会を組織し、「明治大学法科大学院認証評価委員会規程」に基づき、開設以来、毎年度、自己点検・評価報告書を作成し、全学の自己点検・評価委員会に提出するとともに、ホームページにおいて公表している。

また、本法科大学院においては、「明治大学法科大学院自己点検・評価委員会規程」に基づき、3年毎に自己点検・評価報告書を刊行することとしており、2007年度に、開設からの草創期3年の活動を総括した『自己点検・評価報告書』第1号を刊行し、2010年度に、2006年度から2009年度の3年間の活動を総括した『自己点検・評価報告書』第2号を刊行した。

さらに、本法科大学院においては、独自の外部評価を受けるために、2008年度に「明治大学法科大学院外部評価委員会」を設置し、5名の有識者を外部評価委員として任命し、評価書の作成と座談会への出席を依頼し、『2008年度実施 外部評価報告書（第1号）—創業から守成へ—』を発行した。また、2011年度にも、5名の有識者を外部評価委員として任命し、評価書の作成と座談会への出席を依頼し、『2011年度実施 外部評価報告書（第2号）』を発行した。

法科大学院は、5年以内ごとに文部科学大臣によって認証された大学評価機関による認証評価を受けなければならない（学校教育法第109条第3項、学校教育法施行令第40条）こととされている。このため、本法科大学院は、2008年に、独立行政法人大学評価・学位授与機構による認証評価を受けた。

根拠・参照資料：

- 9-1 「明治大学法科大学院学則」第3条
- 9-2 「明治大学法科大学院認証評価委員会規程」
- 9-3 「明治大学法科大学院自己点検・評価委員会規程」
- 9-4 「明治大学自己点検・評価規程」
- 9-5 「自己点検・評価報告書」第2号
- 9-6 「2011年度実施 外部評価報告書（第2号）」

評価結果等に基づく改善・向上については、自己点検・評価の結果を「教育研究に関す

る年度計画書」に反映させ、年度計画書の内容に基づく予算要求を行い、実行に移し、その結果を翌年の自己点検・評価で検証するという、いわゆるPDCAサイクルを機能させることにより、不断の改善に結びつけている。

外部評価委員からの指摘については、関係常置委員会における検討やFD研修会において議論を行うとともに、予算措置が必要とされるものについては、政策経費の要求等に反映している。

また、大学評価・学位授与機構による認証評価の結果、不適合とされる項目はなかったものの、改善すべき項目として指摘された事項が存在したため、2009年度以降、執行部、教務等関係常置委員会における検討やFD研修会における集中的な議論を行い、教員相互間の意思疎通を図り、2011年度までに概ね改善した。改善の状況は「明治大学法科大学院年次報告書」にまとめ、毎年6月に大学評価・学位授与機構に提出しており、特に指摘なしとされている。

根拠・参照資料：

9-7 「じこてん（明治大学自己点検・評価ニュースレター）第1号」

9-8 「明治大学法科大学院年次報告書（大学評価・学位授与機構提出資料）」2012（平成24）年6月）

特色ある取組みについては、全学の自己点検・評価後の改善の実施の重視を踏まえ、自己点検・評価を自らの改善に結び付けるために、毎年度公表している自己点検・報告書を3年毎に自己点検・評価報告書にまとめ、改善の達成状況や残された課題を確認するとともに、さらなる改善の達成に取り組んでいる。

[点検・評価（長所と問題点）]

自己点検・評価については、開設以来、積極的に取り組んでおり、今後ともこれを継続する。とともに、教員の意思疎通をより高めること等を通じ、より適切な自己点検・評価を行う。

評価結果等に基づく改善・向上については、既に改善が進展し、問題が解消しているものも少なくないが、まだ改善が不十分なものも存在するため、さらなる改善のための検討を進めていく必要がある。

[将来への取組み・まとめ]

自己点検・評価については、本法科大学院の現状認識をより適切に行うために、教員間の意思疎通をより高めること等を通じて、より適切な自己点検・評価を行うことができるように努める。

評価結果等に基づく改善・向上については、本学の自己点検・評価後の改善の実施の重視の姿勢を踏まえ、単なる評価に終わることのないように、執行部や関係常置委員会における具体的な検討を促進する。

10 情報公開・説明責任

[現状の説明]

情報公開・説明責任については、本法科大学院においては、本法科大学院に関する基本的情報をコンパクトにまとめた「ガイドブック」と称するパンフレットを各年度に発行し、学内各所で無料配布しているほか、メールまたは電話による請求があれば郵送料請求者負担（本体無料）で郵送している。なお、「ガイドブック」の主要な内容は、大学HPにも掲載されている。

「ガイドブック」に記載されていない情報についても、印刷物の配布及びホームページへの掲載を通じ、個人を特定するものを除き、基本的に公開しており、特に、入学志願者に対しては進学説明会を開催するほか、入学試験情報（アドミッション・ポリシー、入学者選抜、入学試験要項、入試結果データ、入学試験問題）、学費・奨学金などについて新聞広告、パンフレット配付等を通じて積極的に情報発信を行っている。

なお、これまでのところ、学外者から情報公開を求める請求は受けていない。

根拠・参照資料：

10-1 「明治大学法科大学院パンフレット 2013 年度版」

10-2 明治大学法科大学院ホームページ

<http://www.meiji.ac.jp/laws/index.html>

[点検・評価（長所と問題点）]

情報公開・説明責任については、本法科大学院においては、ホームページや印刷物等を活用することにより、基本的情報の公開に努めており、外部からの質問にも可能な限り、対応している。

なお、入学者選抜に関する情報の一部（配点基準、適性試験の平均点・最低点等）は、2011 年度末の段階では公表していないものがある。

[将来への取り組み・まとめ]

情報公開・説明責任については、入学者選抜に関する情報のさらなる公表について、入試等関係常置委員会において、公表に向けた検討を行う。